

# 参議院農林水産委員会會議録第九号

(一五五)

第一百二十二回  
会

平成四年五月十二日(火曜日)  
午後零時四十分開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

合馬  
敬君

須藤良太郎君

閑根  
則之君

五月十一日

辞任

大塚清次郎君

鈴木  
貞敏君

初村滝一郎君

石渡  
清元君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

事務局側

参考人

委員

事務局側

参考人

委員

事務局側

参考人

委員

事務局側

参考人

委員

事務局側

参考人

村沢  
猪熊  
重二君  
刈田  
貞子君  
林  
紀子君  
喜屋武真榮君

提出、衆議院送付)  
○農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永田良雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十四日、合馬敬君、須藤良太郎君、

閑根則之君が委員を辞任され、その補欠として大塚清次郎君、青木幹雄君、高木正明君が選任されました。

また、昨十一日、大塚清次郎君が委員を辞任され、その補欠として狩野安君が選任されました。

また、本日、初村滝一郎君、鈴木貞敏君が委員を辞任され、その補欠として石渡清元君、大島慶久君が選任されました。

久君が選任されました。

○委員長(永田良雄君) 獣医師法の一部を改正する法律案を議題いたします。

本案に対する質疑は前回終局いたしておりま

す。

本案の修正について林君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林君。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、獣医療法案に対し修正の動議を提出いたします。

その内容は、今お手元に配付されております案文のとおりです。その趣旨と提案理由について、

以下御説明申し上げます。

まず第一に、診療施設の構造設備に関する

すべて省令にゆだねるのではなく、施設名を法案

に明記しています。その理由は、診療施設の構造

設備が省令に定める基準に適合しない場合には、

以下御説明申し上げます。

まず第一に、診療施設の構造設備に関する

すべて省令にゆだねるのではなく、施設名を法案

査し、獣医療の公共的使命の達成のために必要があると認めるときは、營利を目的とする診療施設の開設者等に対して、期間を定めて閉鎖命令を行うなど所要の措置を講ずることができる」としています。その理由は、本案では、診療施設を開設する者は、獣医師とは限らず、企業でも開設できることとなっています。

既に企業診療については、雪印乳業が東京都内に開設を計画するなどの動きがありますが、こうした企業による診療施設が、開設獣医師の経営を圧迫したり、安易な利益追求のみに走り獣医療を混乱させることがないようになります。

最後に、これら修正案の内容は、日本獣医師会及び日本小動物獣医師会の皆さんのが長年にわたりて検討され、また要望されてきた点であることをつけ加えておきます。

以上の趣旨でありますので、委員各位の御賛同をお願いして、提案理由の説明を終わります。

○委員長(永田良雄君) これより、原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

獣医療法案について採決に入ります。

まず、林君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(永田良雄君) 少数と認めます。よって、林君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(永田良雄君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、菅野君から発言を求められておりますので、これを許します。菅野君。

○菅野久光君 私は、ただいま可決されました獣

医師法の一部を改正する法律案及び獣医療法案に

対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

#### 獣医師法の一部を改正する法律案及び獣

医療法案に対する附帯決議(案)

近年、獣医師及び獣医療をめぐる情勢は、畜産業の我が国農業の基幹的部門への成長、小動物飼育の増加、食品、医薬品等の安全性に対する国民意識の高まり、獣医療技術の発達等激しく変化し、獣医師及び獣医療に対する国民のニーズは、一層高度化・多様化している。その一方、農村においては、産業動物獣医師の確保の困難な地域が発生し、畜産業への影響が懸念される事態となっている。

よつて、政府は、このような情勢に的確に対処するとともに、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 産業動物獣医師を確保し、畜産業の振興に資するため、基本方針及び都道府県計画の策定に当たっては、畜産関係者及び獣医療関係者の意見を十分聴取するとともに、各地の実情に即するよう配慮すること。

二 産業動物獣医師の確保難の現状を踏まえ、産業動物獣医師が農村において円滑に獣医療を提供できる条件の整備・改善を図るとともに、獣医学教育の充実に努めること。なお、獣医学教育の確保難の現状踏まえ、

産業動物診療施設の整備のために新設される医師を十分活用することにより、効率的に獣

医療を提供するよう配慮すること。

また、獣医療関連施設の相互連携の推進に当たっては、家畜保健衛生所等と共に開業獣

医師による獣医療の提供の確保に資するよ

う適切な運営に努めること。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣か

めること。また、多様化・高度化する獣医療関係の知識・技術の習得に資するよう産業動物獣医師の高度技術の研修体制の充実に努めること。

四 獣医師の診療対象飼育動物については、今後とも、生産段階で疾病の治療・予防が重大な課題となっているもの及び人畜共通の伝染病で問題を惹起しているもので、特に必要な飼育動物を対象としていること。また、魚病対策の重要性にかんがみ、魚病技術者の養成及び技術の向上に一層努力すること。

五 衛生上、保安上の観点から定めることとされている診療施設の構造設備基準については、開設者が過大な負担を強いることのないよう配慮すること。

六 消費者に対し安全な食品を提供するため、家畜及び養殖魚への動物用医薬品の適正使用について、さらに適切に指導すること。

七 獣医師等が行う広告については、動物の飼育者の保護の観点から、今後とも、誇大広告等によって飼育者が選択を誤ることのないよう措置すること。

八 獣医事審議会については、臨床研修施設の指定や基本方針の策定等に際して、新たに意見を聴取することとなることから、その委員の選任等今後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(永田良雄君) ただいまの菅野君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(永田良雄君) 全会一致と認めます。

よつて、菅野君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、菅野君から発言を求められておりますので、これを許します。菅野君。

○菅野久光君 私は、ただいま可決されました

獣医師法の一部を改正する法律案及び獣医療

案文を朗読いたします。

○委員長(永田良雄君) 次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、前回終局いたしております。

○委員長(永田良雄君) 本案に対する質疑は、前回終局いたしております。

それでは、これより採決に入ります。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(永田良雄君) それでは、これより採決に入ります。

○委員長(永田良雄君) 本案に対する質疑は、前回終局いたしております。

○委員長(永田良雄君) それでは、これより採決に入ります。

○委員長(永田良雄君) 本案に対する質疑は、前回終局いたしました。

め、各種施策を的確に推進し、受精卵移植等の新しい技術を家畜改良増殖に十分活用するとともに、国、都道府県及び農業団体等の果たすそれぞの役割が有機的かつ効率的に機能するよう努めること。

併せて、新しい家畜改良増殖技術の実用化を行う家畜改良センターについて、その機能を円滑に發揮するため、引き続き努力すること。

二 家畜体内受精卵移植技術の一層の普及を図るため、採卵技術、凍結技術等の向上・普及に努めるとともに、受卵牛の選定、人工哺育等について適切な指導に努めること。

三 家畜体外受精卵移植技術の定着を図るため、受精卵の生産率を高める等の技術の向上・普及に努めるとともに、屠体と卵巢との一体性の確保、屠畜場における卵巢の採取の円滑化、卵巢の衛生的な取扱いの徹底等について万全を期すこと。

四 家畜受精卵移植技術の普及の推進に際し、特定の近縁系統への集中等家畜改良への悪影響が生ずることのないよう適切な指導を行うこと。

五 家畜受精卵移植については、優良な雌畜の利用等の促進を図るとともに、優良受精卵の利用については、国内の需要に的確に対応し得るよう体制の整備に努めること。

六 獣医師及び家畜人工授精師の技術の向上を図るため、研修体制の整備・充実に努めること。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りたいと思います。

○委員長(永田良雄君) ただいまの三上君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(永田良雄君) 全会一致と認めます。

より、三上君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田名部農林水産大臣。

○國務大臣(田名部國省君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしました。十分検討の上審議するよう努力してまいりました。

○委員長(永田良雄君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田良雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(永田良雄君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

農業協同組合法の一部を改正する法律案及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として全国農業協同組合中央会常務理事松旭俊作君、福岡県購買販売農業協同組合連合会常務理事花田文彦君、秋田県かづの農業協同組合組合長理事神田庄司君、茨城県農業協同組合組合長理事秋山豊君の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田良雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(永田良雄君) 農業協同組合法の一部を改正する法律案、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。

田名部農林水産大臣。

○國務大臣(田名部國省君) 農業協同組合法の一

部を改正する法律案及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の二法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

農業協同組合法は、昭和二十一年に、農民の自主的協同組織としての農業協同組合の発達を促進し、農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的として制定されました。以来、経済環境や農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応して、農協の健全な育成を通じ農業振興や地域の発展に寄与し得るよう、所要の制度改正を行つてきました。最近では、昭和五十七年に、信用農協連合会の員外貸付制限の緩和、内国為替取引に係る員外利用制限の廃止等の改正措置を講じたところであります。

しかしながら、その後の社会経済情勢の変化には著しいものがあり、とりわけ近年の我が国農業及び農村をめぐる状況を見ると、農業の担い手不足の顕在化や農村の高齢化の進行等さまざま課題に直面しており、このような状況のもとで、農協の事業・組織についても、営農・生活両面での組合員ニーズの多様化や金融自由化等への的確な対応が求められているところであります。

今後とも、情勢変化に対応し、農協が本来の使命を果たしていくためには、その自主的努力にまつところが大きいことはもとよりであります。制度面においても、農協の行うことができる事業の内容を充実するとともに、執行体制の強化による等の改善を進めていくことが緊要となつております。

このため、今般、農業協同組合法の一部改正を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、組合の事業内容の充実を図ることとしており、農業経営の効率化等の見地から、受託農業経営を連合会も行うことができることとし

ております。また、高齢化社会に対応して組合が老人の福祉に関する事業を行うことができる旨を法律上明らかにすることとしております。さらに、農協資金の地域での活用を図るために、特定の農協について員外貸付制限を緩和することとしております。

第二に、組合の執行体制を強化するため、理事会及び代表理事を法律上設置することとするところを改正する法律案の理由及び主要な内容です。

第三に、農協の組織整備の円滑な推進に資するため、監事の業務・会計監査機能の拡充等を図ることとしております。

第四に、農業組合法人の活性化を図る観点から、その設立のために必要な発起人の数の要件を緩和する等の改善を行こととしております。

第五に、農業組合法人の活性化を図る観点から、組合員の合併の促進を図ることを目的として制定された法律案につきまして、御説明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は、昭和三十六年に、適正かつ能率的な事業経営を行うことができる農業協同組合の発達を促進するため、農業の協同組織の健全な発展に資するため、農協の合併の促進を図ることを目的として制定されました。以来、七回の延長を重ね、農協合併の促進に大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、全国的にはまだ市町村区域未満の農協が約三割存在する状況のもとで、今後とも農協が組合員ニーズの多様化等に対応した健全な事業運営を図るとともに、農業及び農村の活性化に積極的に取り組んでいくためには、合併による

このような状況を踏まえ、農協の合併を引き続



対応や組合員等の適切な意思反映を図るため、学識経験者及び青年層、婦人層からの役員の登用を積極的に推進していく必要があると考えております。

また、内部審査体制につきましては、監事の権限の強化によります的確な監査の実施と学識経験者の監事への登用等による監査体制の整備を図つてまいりたいと考えております。

三つの課題でございますが、系統農協の組織整備の取り組みに関してであります。

このことにつきましては、昨年三月に全中会長の諸問機関であります総合審議会におきまして、事業二段・組織二段を基本とする将来方向が示され、十月の全国農協大会において決議されたところでございます。

組織整備の最大のねらいといたしておりますところは、組合員の期待と信頼にこたえる立派な農協をつくり上げていくことであります。このためには、農協合併を積極的に推進するとともに、農協に自己完結的な事業機能の具備と自己責任經營が可能な体制の確立を図つていくことであります。

なお、農協合併の推進につきましては、現在各県で意欲的な取り組みが進められておりますけれども、県段階及び全国段階の連合組織といたしますが、農協合併の最大の阻害要因となつております固定化債権の解消対策といたしまして、一定のファンドを造成し、合併の促進に努めてまいりたいと考えております。

組織整備のもう一つのねらいでございますが、現在市町村段階の単位農協と県段階及び全国段階の連合組織の三段階から成る事業方式につきまして、農協合併の進展に伴いまして、合理的、効率的な方式といたしまして、原則事業二段に組みかえています。それとともに組織についても、新しい事業方式に対応して農協と統合連合組織の組織二段を基本として再編していくことをするものでございます。

ただ、こうした系統農協を通ずる事業、組織の

改革への取り組みにつきましては、県ごとに農協合併の進捗状況が異なります。また事業の実態も区々でございますので、一律、一齊に進まない面もございます。したがいまして、それぞれの県や

事業の実態を踏まえまして、平成五年三月までに実行方策を策定し、できるところから可及的速やかに実践に移していくこととしているものでござります。

以上申し上げました系統農協の今後の取り組み課題と対策につきましては、昨年十月に開催いたしました第十九回全国農協大会におきまして「農協・二十一世紀への挑戦と改革」という議案を決議いたしましたところでございます。組織の絶力を挙げてこの課題に取り組む所存でございます。

どうか諸先生方におかれましては、こうした我々系統農協の取り組みにつきまして段段の御理解をいただき、農協法及び農協合併助成法の改正につきまして格別の御支援を賜るようお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

○委員長(永田良雄君) ありがとうございます。

それでは、次に花田参考人にお願いいたします。

花田参考人(花田文彦君) 私は、福岡県購販連の花田でございます。

委員長の御指名に従いまして、主として農業経営受託事業の改善、営農指導体制の充実を中心とした農業振興への取り組み、並びに農協合併、組織整備への取り組みの強化等について意見を申し上げたいと存じ、御参考に供したいと思います。

参考人としての具体的な意見を申し上げます前にまず私が所属しておりますJAふくおか購販連の事業取り扱いの現状や、その事業基盤であります福岡県の農業の現況について若干触れさせていただきたいたいと思つております。

まず、福岡県の農業の粗生産額は平成二年度におきまして一千七百四十九億円であります。全国に占めますシェアは一・四%でございます。また、本県の農家戸数は十万一千戸で、全国の一・

七%のシェアでございますが、その意味では全国の平均を若干下回る状況と存じております。その内容を見ますと、やはり米が七百四十二億円、全体の二七%と断然トップを占めておりますし、東京から西側では第一位の米の生産県であります。

次に野菜が六百二十八億円、全体の二三%、畜産が五百六十億円、全体の二〇%と統いており、以上の品目で全体の七〇%を占めておる状況であります。特に、福岡県におきましては、全国で一位、二位を占める品目を拾い上げますと、小麦、ナス、イチゴ、カキ、キウイ、イチジク、種苗、花木、玉露、こういうものがあります。

福岡県の農業生産を担っている十萬一千戸の組合員農家と県下六十五の農協並びに農協活動を補完しておりますのが福岡県購販連でございます。福岡県購販連という名称は全国唯一であります。

そこで、購販連の事業取り扱い状況を簡単に申し上げます。平成二年度につきましては取扱高一千百三十七億円となっており、品目のトップは当然やはり米であります。政府米、自主流通米を合わせまして五百二十億円に相なっております。

次には麦類、畜産と統いております。特に、米につきましてはそのウエートが高い関係から、良質米の生産とともに米の輸入自由化問題、減反問題等に対しましては強い関心を示しているものであります。

以上、福岡県の農業の現況並びにJAふくおか

いたしております。具体的には、自然と環境に調和したゆとりある農業を創造する地域農業振興計画の策定。次に農業の担い手の確保と育成、組織化による地域農業の振興。三番目といたしまして消費者ニーズ、農業の国際化に対応する安全、良質、新鮮な農産物の生産と多様な流通の確立。次に集落を基本とした農業生産体制を確立いたしました。

消費者ニーズ、農業の国際化に対応する安全、良質、新鮮な農産物の生産と多様な流通の確立。次に集落を基本とした農業生産体制を確立いたしました。消費者ニーズ、農業の国際化に対応する安全、良質、新鮮な農産物の生産と多様な流通の確立。次に集落を基本とした農業生産体制を確立いたしました。消費者ニーズ、農業の国際化に対応する安全、良質、新鮮な農産物の生産と多様な流通の確立。次に集落を基本とした農業生産体制を確立いたしました。

農業経営受託事業につきましては、これまで出資單協にしか認められていませんが、本県では平成三年六月の調査で、農作業の一部を組合員に再委託したものを持ち、既に実施している農協が二十五農協、今後実施したい農協が三十一農協あります。が、県下全農協の実施には至っておりません。

とりわけ畜産においては、全国的に急速な規模拡大、専門化等に伴い、技術・経営指導等について単協での対応が限界に相なっております。県連合会の保有する施設及びノウハウを活用した農業生産の役割を期待する意向が非常に強まっています。

まず第一に、本県は昨年開催の第三十三回福岡県農協大会において福岡の食と農を結ぶ運動の総合的な展開を決議し、安らぎと潤いのある地域社会と、命と緑を守る地域農業の実現を目指しておられます。その中で、農業振興は自然と環境に調和したゆとりある農業の創造の展開を図ることと

具体的には、一といたしまして、農家の當農指導の充実強化に努めてまいりたい。一番目といたしまして、當農企画部署の設置と當農指導員の業務の明確化を図つてまいりたい。三番目といたしまして、県下広域當農企画センターをぜひ設置いたしたい。四番目といたしまして、當農指導事業費の財源の確保等につきまして積極的な取り組みをやつてまいりたいと思っております。

しかしながら、既に御承知のように、単協におけるその実態は、特に事業の収益性において賦課金では賄い切れず、信用事業等からの繰り入れに大きく依存しておる実情であります。そうしたことにより、當農の指導のための安定的な財源確保は、信用事業の収益性が鈍化してきた昨今的事情の中で最も重要課題として取り組まねばならない問題に相なっております。つきましては、このようないく當農指導体制の充実のため、諸施策を早急に講じていただきますよう、特に要望をいたします。

最後に、合併、組織整備への取り組みについて申し述べさせていただきます。

本県における農協合併につきましては、昭和四十八年に旧都市を単位とする二十三農協構想を掲げて以来、現在九地区が完了し、広域に準ずる地区を加えると十二地区が完了となり、過半数が広域農協体制を整えることができました。その結果、昭和三十六年に三百三十四の農協であったのが現在は六十五農協と、合併が進展をいたしております。

さらに、昨年開催の県農協大会において、農業・農村環境の変化に対応するため、二十三農協体制の早期実現のため農協合併を促進し、二十三農協体制に即応した中央会・連合会の事業・組織整備に取り組むこととし、特別決議をいたしました。現在この決議に基づく事業・組織整備の実行方策を平成五年三月までに策定すべく検討を行つております。さらに、平成六年度末には農協合併完了を目指して努力しているところであります。

組織整備の考え方といたしましては、他の業態との競争激化もあり、最も合理的、効率的な事業

方式を確立する必要があります。あわせて物流、商流の合理化による流通経路の短縮化を進めいく必要があると考えております。

そうした意味において、経済事業の場合は、事業、品目、地域の実態に応じて、農協完結、農協と県域の結びつき、農協と全国の結びつき等多様なものがあると思われております。組織につきましては、県域の機能を従来どおり県連合会が担うのか、統合した連合会が担うのか、それともプロック的な組織が担うのか、農協合併の進展等も含めて、地域の実情により違いが出てくるものと考えております。また、販売事業は県域の機能が重視され、購買事業は全国流通品目は全国域、地域通品目は県域等の違いが出てくると考えております。

いずれにいたしましても、十分組織会員と検討の上、組合員と農協にとって最も望ましい事業組織のあり方等を構築し、実行する方策を策定すべく県大会の決議事項の実践推進体制の中で検討することにいたしております。

つきましては、これを促進するために、農協法における事業譲渡規程の盛り込み、並びに農協合併助成法の改正についてその実現を強くお願ひいたします。

以上をもちまして終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（永田良雄） ありがとうございます。

た。

それでは、次に神田参考人にお願いいたします。  
神田参考人。

○参考人（神田庄司君） 秋田県のかづの農業協同組合組合長の神田庄司です。

まず最初に、私は秋田県生まれ、秋田県育ち、人生五十年たちました男でございますので、述べ内容の中で秋田弁が出ると思いますが、皆さんからひとつ御理解をいただきたいと思います。

それでは、私からは、特に農協合併助成法改正の必要性、地域農業振興のための農業生産対策の強化及び農協経営管理体制の整備強化にかかるる

法改正の必要性について意見を申し上げ、先生方にお願い申し上げたいと思います。

最初に、かづの農協の概況を簡単に申し上げます。当組合は、昭和三十八年に十一組合の合併によって設立した秋田県では唯一の広域合併農協であります。地域的には秋田県の北東部に位置し、北は青森県、東は岩手県に接し、中心に米代川が南から北に流れる盆地であり、鹿角市を中心とした一つの経済圏、生活圏を形成しております。組合員は現在五千八百人、正組合員戸数四千三百五十戸の大規模組合であります。役員体制は、理事二十名、うち常勤三名、監事六名で業務執行に当たっており、職員数は三百三十二名となっております。

続いて、平成三年度末における主要事業取扱高の状況を申し上げます。貯金残高は三百五十億円、貸出金は百二十二億円で、貯貸率は四八%の状況となっております。販売事業については七十四億円で、米以外の作目は全体の五一%を占めております。購買事業は八十六億円の取扱高で、うち生産資材は全体の六〇%となっております。共済事業は二千百九十四億円の長期共済契約を保有しております。

それでは、今回の農協法改正等についての私の意見を申し上げます。

第一に、農協合併への取り組みと対策の強化について申し上げます。

我が農協は、概況で触れたように、昭和三十八年に十一農協の合併によって誕生し、現在の鹿角市と小坂町を地域とする大規模組合であります。当組合の運営上の理念は、「組合員の所得向上とそれによる地域経済への貢献」を掲げ、五カ年の農協基本計画をベースとして施設・機能の集中メーリットを發揮することにあります。この基本計画を樹立するに当たりまず着手したのは、協同を強化するための場としての施設づくりであります。その基本となる考えは、「施設が組合員を教育する」ということに立脚しております。すなわち、営農の関連する諸施設の整備→指導・利用→

施設への再投資、生活に関連する諸施設の整備・利用推進→施設の再整備という流れで、ハード面の整備が利用という整備に結びつけをし、取り組んでおります。

これまでの基本計画の流れを大まかに説明申上げますと、昭和五十四年から同六十年の第一次計画では農業生産施設を重点とし、昭和六十一年から平成二年の第二次計画では生活事業活動の強化に重点を据えた施設の充実に努め、それぞれの施設が効果を發揮しております。平成三年から平成七年の第三次計画では農業所得の増大と市場競争に打ちかつことのできる産地の育成を中心に戦え、特に肉豚十万頭、肉牛三千頭を常時飼育できる北鹿食肉流通センターの設置に向け取り組んでいるところであります。合併により組合員の営農生活の向上に寄与するとともに、地域社会への積極的役割を果たすことができるようになります。

合併農協において課題とされます組合員との結びつきにつきましては、集落座談会、あぜ道相談、総代交流会、職員による総員外務の実施等により組合員の意思反映の確保に努めております。

本県では、現在百一の農協があり、平成九年度に十三農協にすることを目標に広域農協合併に取り組んでおりますが、今後、農業をめぐる環境の変化に加え、組合員のニーズの多様化、高度化に対応し、組合員の負託にこたえるためには、高水準の事業機能を持つ自己責任経営を確立することが必要であるという認識であります。農協の機能強化と多面的なサービス機能を発揮するために、経営基盤の拡充強化が不可欠であります。

については、農協合併を今後さらにスマートに進めるためにも、農協合併法の改正についてぜひ実現をお願いいたします。

第二に、営農指導と農用地利用調整の取り組み及び対策の強化について申し上げます。

現在、平成七年度を目標年次とする第三次農協基本計画に基づき農業振興に取り組んでおりまます。基本方針としては、農業生産体制の整備と農

業所得の増大、農地の流動化促進と生産コストの低減、農家所得目標八百万円の実現等を挙げ展開中であります。そのため、農協としては、一元的営農指導体制をとりつつ、生産から販売までの一貫した指導を強化するため、営農指導部各課、米穀課、園芸課、畜産課、生産資材課に指導員を配置し、かつて地区指導制をとり、生産者と密着した指導を行っております。

また、市を初め各関係機関の協力を求め、農用地の利用調整等を促進し、生産コストの低減と作物の集約により産地化を図り、市場競争に対応することしております。

第四に、経営管理体制の強化について申し上げます。

執行体制については、平成三年度より組合長による組合長・常務二名の体制に移行したところです。参事制を廃止し常務制へ移行した趣旨は、組合の行う事業が拡大している上、著しく多様化、専門化している状況の中で、変化する経済情勢に即応した的確な事業運営を行うために、理事の責任ある業務執行体制を強化する必要があるということです。選任された二人の常務は、前総務部長及び前企画監理課長であり、いずれも四十歳代前半の若手である。これは農協

仲間がないからおまえは農協に出るというふうに言われまして、集団営農で地域の農業を維持していくこうと、そういう目的を持って県の農協中央会に入りました。

入会後、営農指導を五年、経営と監査の関係を四年、そして労働組合の専従を二年やりまして、県連及び単協の事業の実態、そして職員、役員の実態というのを赤裸々に見てきた。そういう経験を踏まえまして、今回の農協法改正及び今後の系統農協の再生について一意見を申し上げたいと思います。

私が申し上げたいのは、今日、系統農協が農業あるいは日本の農村の衰退、混迷、こういったもの

ことが続いて、たくさんの課題が農協大会で挙げられただけれどもなかなか実行に移されない、私はそういうふうに考えております。

職員の実態なんですが、管理職の方は組合長、役員を補佐してこれを補うような任務にあるわけですが、必ずしも十分に必要な事項を提言したりあるいはたしなめたり、そういう形になつていてない。一部のさすがに参事さんなり部長さんはもう昼夜身を挺して農協のためになされているけれども、全体から見ると少ない。どちらかといふと定年等を意識して前年度踏襲主義の指揮をとられる管理職の方が多いんじやないか、私どもはそういうふうに見ている。こういったもとで我々一般

の確保、育成については、從来の家としての後継者から地域農業の担い手として育てることが必要であり、農業で生きていくこうとする就農者が地域ぐるみで支援し、担い手を中心とした機能的地域管農集団の育成に取り組んでおります。

今後は、地域農業づくりとして複合作目の生産振興、土地利用型農業の生産性向上対策、農業後継者の確保、育成が重要課題であります。ついては、管農指導事業の体制整備への支援強化や農用地利用調整機能の強化に向けた取り組みに対する

旗第の充実を特にお願い申し上げます。  
第三に、健康管理活動、高齢者福祉対策への取り組みと対策の強化について申し上げます。  
健康管理活動については、鹿角市からの助成金を得ながら、行政と一緒に、人間ドック、貧血検査、血圧測定、大腸がん検診等に取り組んでおります。

以上申し上げまして、私の意見を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。  
○委員長(永田良雄君) ありがとうございます。

組織の場合は不足しているんじやないか、そういうふうに強く感じております。

具体的に役員について申しますと、農家組合員から選任なり選挙で選ばれて、組織の統率力といふのはやはり組織代表の役員というのは一番あると思っております。しかし、農協運営の改善とかあるいは職員を適正に採用して育てるとか、そういうふうに強く感じております。

題についてもう少し触れたいんですが、その原因としては、役員の姿勢なり率先垂範という問題の中でもあるんですが、それ以上に就労条件が一般的の企業なり自治体に比べると非常に低い、こういった中で、職員の労働意欲、こういったものが上がらない、そういうふうに見ております。

今後、厚生連病院との連携を密にし、各種検診の充実、健康教室の開設等、健康管理活動を促進し、高齢化社会に対応して生きがい活動や要介護老人等の関連資材提供等の助長を図ることにしております。

ついては、今後の一層の高齢化の進展を考えると、老人の福祉に関する事業の追加という農協法の改正はまことに時機を得たものであり、その実現をお願いいたします。

で、かつ茨城県の連合会労働組合の委員長をやつております秋山と申します。

できるだけ私の経験を踏まえて、単協、県連職員を代表するような発言をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、自己紹介しますと、茨城県の水戸市近郊にあります瓜連町という小さな町の米トラス養蚕の専業農家の長男です。大学時代農業経済学をやつて、うちを継ぎたかったんですが、おやじが

いつた経営面についてかなり素人の面があるんじゃないかな、そういうふうに思います。加えまして、地域の名譽職的な形で就任されて、任期の間事なげな主義ということで何もせずに終わられる理事もかなりいらっしゃる、そういうふうに見ております。

こういった中で、農家なりが抱えている問題に農協が取り組めない、あるいは職員が悩んでいることがいつになつても解決されない、こういった

平均を申しますと十一万四千円なんです、八十八年農協なんですが。同じ年の民間企業の高卒初任給が平均が十三万七千円で、二万三千円ほど単協の方のが低いという状況であります。それから大卒で申し上げますと、単協で大卒で入られる方は少ないですが、農協の平均が十三万五千円、民間が十七万五千円と実に四万円からの格差が出ていると、いうような状況でございまして、その後の三十一年になり四十歳のボイント賃金も同様の、まあ初任給

第四に、経営管理体制の強化について申し上げます。

仲間がないからおまえは農協に出るというふうに言われまして、集団営農で地域の農業を維持していくこうと、そういう目的を持つて県の農協中央会に入りました。

ことが統いて、たくさんの課題が農協大会で挙げられたけれどもなかなか実行に移されない、私はそういうふうに考えております。

おどはひどくはないんですが、格差が生まれていい。農協の労務管理、こういったものの対応が非常にうれしい。こういった、はつきり言って、一言で言うと、おくれていいるというふうに感じております。これがために、職員から労働意欲、あるいは何とか自分が農協をいう前に自分の生活がみじめで誇りがない、そういう状況にあるというふうに感じております。

進が多くなりまして、販売担当でやつてきたのに推進推進で「一体自分が何の担当だか最近はわからなくなっちゃった」、「こういう支所の職員もいます」と中途退職が出ているせいもあるんですが、「いなくなつた人の分を何でもやらせられる。それで、この組織にいると自分は一体どうなるのかわからぬいいのでおれもやめる」という連鎖反応を起こしている農協もあります。

よつて、本県の中途退職は昨年度は二百九十名から出ました。全体の職員が五千七百十三名で、約5%の仲間が中途で農協を去つたという状況なんですが、ここ四年ぐらい二百名台の中途退職が出ております。しかも、二十代後半から三十代の中核的な、これから農協を中心になっていくという人が退職する、敏感にそういう将来を予測していくといふような状況であります。

このようなわけでして、県境でも同じような現象が最近出てきました。特に単協段階に人間的な空白が生じている。私はそのぐらいの危機感を持っております。ですから、解決しなくちゃならないいろんな課題、理想、こういったものを幾ら提起しても実践者がいなくては農村に届かない、そのことを強く申し上げたいと思います。

時間もございませんので、広域合併で何とか单

協の人的体制を立て直そうという考え方もありましたが、基本的に就職した職場で、愛社精神のある地元の農協の職員が合併した農協を支えていくこと、これが私は一番理想だし、できれば県連か

の人的支援というのには派遣程度にとどめて、農協の職員だってやる気になつて団結すればすごい力を發揮します。これは県連の職員なんかよりも農家のことは知っていますし、チームワークさえよければちゃんとリーダーを中心にして仕事が進むんですね。

ですから、広域合併農協、ちょっと話がずれましたが、広域合併しても前の農協とそういうた半効意欲の低さというのは変わらないところが多いんですよ、茨城の場合は。なぜかと申しますと、広域化しますとますます高い運営管理能力がトップ層に求められるのになかなかそれが育たない。組合長が二、三年、四、五人残つていまつたり、なかなかトップ層の指揮が固まらないという中で、職員は大変不安です。しかも、旧農協の就労条件が、就業時間なんかが切り下げられたりしますので、それで交渉なんかしますと、しようがない、こういう時代なんだから我慢しろという、何とか割つたような話をされて、本当に大丈夫なんだろうかというような形で、どうも職員自体も権威意識なり農協を愛する気持ちというのを育つてこないという中で、広域合併農協でも中途退職が大人数で出ているというような状況なんです。

そういう状況で、私としましては最後に訴えたい、加えて具体策もあえて申したいというのは、広域合併や組織再編という、こういったものを行なう前に、何とか単協、そして県連段階での人の問題を解決していただきたい、これは早急に取り組んでいただきたい。役員の問題は、今回の農協再生の改正の中で一部端緒があらわれてきましたが、もっと具体的に責任ある執行体制をつくっていただきたい。職員の場合は、早急に就労条件、賃金など問題なり週休二日制の問題に対応していただきたい。これは単に労働組合だから要求しているんじゃないくて、農協の職員がこのままでは育たないですからしもせんので、ひとつ早急に対応していただきたいということあります。

はどういう基準で決めるんだというのがなかなか合を中心に役員というのは育成すべきですから、農家組合も含めて学経理事というのを育成、認定制度の上うなものを検討していただきたい。これは農家組合の中に役員というのを育成するから、農家組合も含めて学経理事というのを育成、認定制度の上で、常勤役員はそういった方でやつていただきたい。非常勤の組織代表役員はそういった常勤役員を選任するというような形で、マネージャー制みたいな形にはなるんでしょうが、そういう形の方があ職員は思い切って仕事ができるんじゃないかなと、そういうふうに思つております。

それから、職員の問題につきましては、先ほども言いましたように、まず賃金の問題で、系統賃金協内の最低賃金のようなものをこれは労組法とは別に設定していくだけで賃金保障を充実していくべきだときたい。それから、完全週休二日制についてはもう金融事業もやっておりますので、何とか平成五年度、来年度までには実施していただきたい。それから推進業務を、農協法の設立の趣旨に明らかに反するような推進、あるいは職員ノルマ推進こういったものは規制していただきたいというのが本音でございます。それでは事業が成り立たないといいうならば、日常的な契約をとる体制あるいは予約をとる体制というのが農家のためには本来ですでの、これに取り組んでいたくよう指導していただきたい。

最後に、協同組合理論というのが軽視されてきた。こういった協同組合理論に基づいた事業改善について、農協、県連内の役員が講師となつて職員教育をやつていただきたい。本当に理解して率先垂範する役員とそれを信頼してついていく職員と、そういうものが育たないとなかなかいろんな課題が前に進まないと私は思います。

以上でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

した。  
それで、これより参考人の方々に対しても質疑を行います。  
質疑のある方は順次御発言を願います。  
○谷本観君 参考人の皆さん、きょうは大変ありがとうございました。  
初めて松旭全中常務にお尋ねをいたします。  
農協の大型合併を行いますと、通常、農家との関係が希薄になるとと言われてまいりました。きょうここにおいていただいた参考人の皆さんから、それぞれ営農指導事業、これを強めていかなきやならぬというお話をございましたのは大変頗もしいことあります。頼もしいことでありますから、例えば平成二年度に全中が行いました合併農協を対象としてのメリットですね、この調査を見てみますというと、ベストスリーにランクされておりますのが、信用・共消事業の拡充、施設整備の拡充、経営基礎の強化ということでありました。肝心の営農指導や販売力の強化等はその次ということでありました。しかし、そうであっても、合併したことによって営農指導が強化されたとか農産物の販売事業が一定程度強化される状況というのがあるというのは好ましいことあります。  
さてそこで、これまでの合併を見てみますといふと、おおむね市町村内の合併というのが多かつたのであります。ということは、全中が行いました調査というのは、市町村内の合併が主たる合併であったという時代の調査であります。しかし、今回になって、さらに今度は市町村の枠を超えた広域合併になった場合に平成二年度の調査のような結果のものがそのまま出てくるかどうかということについては私は不安感をもつてます。しかも、今回の合併というのは、今までとは違つて組織を二段にしていく。組織を二段にしていくためには、単協自身が一定程度県連の機能を持つという、そういうふうな状況でありますから、かなりの広域合併になるだろうということが想定されます。申し上

げるまでもなく、農業あつての農協なのでありますから、農家との関係の密着度を濃いものにしていく広域合併にするために全中としてどういう具體策をお持ちか、その点について承りたいと存じます。

○参考人(松川俊作君) とかく合併をいたしますと組合員との関係が希薄化するということにつきましては御指摘のとおりだと思います。それは、仕事のやり方にやつぱり問題があつたんじやないかというふうに思つておりますし、私どもが現在

進めであります合併構想になつております。現時点では全国で七百八十農協構想になつております。  
そういたしますと、現在の農協が大体五つが一つになるぐらいの広域合併になつて行くわけでございまして、私どもとしてはそうした広域農協合併を推進すればするほど組合員との結びつきを強化する対策をそれ以上に講じていかなきゃいけぬ、それが車の両輪でやつていかなければ、これは先生御指摘のように本当に組合員なき農協になつてしまふという、それは大変重大な認識を持つております。したがいまして、これは大会の中にも第一項目として挙げておりますが、組合員との結びつきを基礎とした事業運営の展開を進めていこうということを大きな課題に掲げております。

具体的に申し上げますと、一つは組合員の意向をくみ上げ、それを事業に適切に反映させる仕組みづくり、そういう会員の仕組みをつくっていく。ということが一つ大事でございますし、もう一つは、日常的に活動面で組合員との結びつきを強化していく。具体的には我々は触れ合いの活動を強化しよう。という対策として打ち出しているんです。が、そういう両面の対策を講じていきたい。例えば、一戸複数組合員化の問題であるとか、青年層、婦人層の例えは農協の総代、理事へ登用していく。それは仕組みづくりでございます。それから触れ合いの活動の面で言えば、先ほど秋山参考人からも出ておりましたが、とかく事業中心主義でいくそ

ういう推進活動から、相談活動をベースとした総合相談員を設置していく触れ合い活動に転換していく必要があるんじゃないかということもうたつておりますし、そういう点で、先生御指摘の点はもう我々も大変重要な問題だと考えております。取り組んでまいりたいと思っております。

それから営農指導事業でございますが、これにつきましては正直言つて今の体制が十分でないと思つております。今、平均で言いますと一組合当たり五・二人営農指導員がおるんですが、五人ぐらいではなかなか十分なこともできないし、営農

指導員 자체のレベルアップもできないということをございます。ところが、今度五つぐらいの農協が一緒にになりますと、一つの農協で二十人あるいは二十五人という営農指導員を抱えることになりますから、私どもはそれを営農センターというよ うな一つの機構の中に集約しまして、行政との連携もその中でとっていく。それから、農協の中のいろんな事業部門があるわけで、そういう事業部門を総合したセンター化を図っていって、営農指導機能のレベルを上げていく、それから営農指導員の資質を上げていく、こういうことで合併農協のそういう面での成果を十分出していきたいと いうふうに考えております。

○谷本櫻樹 そうしますと、松旭さん、これは私の持論なんですけれども、広域合併を行えば行う

ほどできるだけ本所というのにはスリム化していく  
て、経済事業によって、合併による経済事業のメ  
リットを農家との接触部門、例えば支所の機能を  
充実するとか、今お話をあつた営農指導センターとか、  
とかあるいはまた生活関連の指導センターとか、  
そういうところを充実するというような考え方で  
ござりますね。

ロッパの生活協同組合が効率化を追求してしまつた余りに、事業は肥大化したが、資本と併合され協同組合の機能の実態を失つてしまつたといつたような経過もあつたわけでありますから、ぜひひとつ、今、松旭さんからお話をあつた精神でやつていただきたいということをこの際お願い申し上

げておきたいと存じます。  
次に、花田福岡県貿易連絡室にお伺いいたしました  
いと存じます。

てていくんだといったお話をございました。私も全く同感であります。自然を生かした農業とは一体何なのか。それは地域の自然条件を生かすということなのではないかと思うのです。そうした農業を育していくためには、これまでのような中央集権的な農政ではなくて、地方分権的な分権自治と申しましようか、そういう農政が必要になつてきているんじゃないかなと思いますが、先ほど花田さんが言われましたことと関連いたしまして、農政について何か御注文があればひとつ御意見をこの際出していただきたいと思います。これが第一点であります。

それから、二点目にお伺いを申し上げたいのは、官農指導体制の充実ということを先ほど花田さんも強調されました。その中で賦課金だけでは賄つ

たが、まさしくそのとおりであります。

そこで、花田さんがおっしゃったことは、諸施策の充実が必要だと言われたのであります。私が一番聞きたいのはその諸施策の充実の中身なんですね。その点について、どういう中身なか御教授をいただきたいということでございます。

○参考人(花田文彦君)　ただいま谷本先生より中央集権から地方分権へに対する、何か地方で農政に対する御意見がないかという御質問だと、かように考えております。

一例を申し上げますと、今、国で改良普及員、

こういう制度があります。そういう中で、農業センサスの農家人口の比例によって農業技術指導だけでの普及員の人数、こういうものが現実に私は行なわれておるんじやないかと思います。

地方に参りますと、いろいろ福岡県の場合におきましても、国際化時代対応とか、従来の米から

畜産とか果実とか花とか、またあるさとづくりとか、そういうことをいろいろ二十一世紀生き残りとへかけている中で、地方分権的な考え方の中で、従来の技術指導だけの国の普及員でなく、今後農業を総合的に企画といいますか、二十一世紀へ展望

あるあるごとづくりとか、地域の農家の方の文化、生活、そういうコミュニケーションの場をつくる指導といいますか、技術から大幅に膨れた中央へ分権の農政の展開をやつていただきながらねばいけない感じやないかと、そういうこと。そのほか米とか麦、畜産とか、言いたいことはたくさんありますが、時間の都合等でそういうことをまずお願いをいたしたい。

それから、営農指導につきましての諸施策の実現ということで、前段申し上げましたように、金融とか共済事業も部門採算で経営が厳しく相なつておりますし、農協みずからこういう営農指導事業をさらに充実強化、汗を出して農家組合員の期待にこたえる営農指導事業をやっていきたい。現在の農協の経営状況等を見ますと、これ等につき

ましては国の一定の財源の助成とか、福岡県におきましても当期剰余金の何%は営農指導費に積み立てて、基金にして今後の農家組合員の期待でござる広域的な営農企画指導をしていきたいと思っておりますが、国からの一定のそういう環境保全といいますか、緑を守る、水を守るとか、そういう考え方の中で私は地方に國の強力な助成措置もお願ひをいたしたい、かように考えております。

○谷本義君 続いて、神田組合長に伺いたいと存じます。

先ほどあなたの方に茨城県の秋山さんが合併の成果を生かすかどうかということは人の問題ではないのか?というお話をありました。私もそのとおり

考人（松旭俊作君） とにかく合併をいたします  
までもなく、農業あつての農協なのであります  
ら、農家との関係の密着度を濃いものにして  
広域合併にするために全中としてどうう具  
をお持ちか、その点について承りたいと存じ  
ておもつてお待ちしております

吉員との関係が希薄化するということにつき  
は御指摘のとおりだと思います。それは、  
そのものが問題なんじやなくて、合併の後の  
のやり方にやっぱり問題があつたんじやない  
いうふうに思つておりますし、私どもが現在  
思つたり思つたり思つたり思つたり

具体的に申し上げますと、一つは組合員の意向を上げ、それを事業に適切に反映させる仕組みで、そういう会員の仕組みをつくっていくことが一つ大事でございますし、もう一つは常に活動面で組合員との結びつきを強化していく。具体的には我々は触り合い活動を強化するという対策として打ち出しているんです。そういう両面の対策を講じていきたい。例えば戸複数組合員化の問題であるとか、青年層、高齢者の例えは農協の総代、理事へ登用していく、仕組みづくりでございます。それから触れても活動の面で言えば、先ほど秋山参考人からもおりましたが、とかく事業中心主義でいくそ

う推進活動から、相談活動をベースとした総  
議員を設置していく触れ合い活動に転換して  
必要があるんじゃないかということもまたつ  
まりまして、そういう点で、先生御指摘の点は  
我々も大変重要な問題だと考えておりまし  
取り組んでまいりたいと思っております。  
て

これから営農指導事業でござりますが、これにましては正直言つて今の体制が十分でないております。今、平均でいいますと一組合当五・二人営農指導員がおるんですが、五人ぐではなかなか十分なこともできないし、営農

員自体のレベルアップもできないということになります。ところが、今度五つぐらいの農協総になりますと、一つの農協で二十人あるいは十五人という営農指導員を抱えることになりますから、私どもはそれを営農センターというよ

うから、一つの機構の中に集約しまして、行政との連絡の中でとっていく。それから、農協の中の

んな事業部門があるわけで、そういう事業部

結合したセンター化を図つていって、営農指

能のレベルを上げていく、それから営農指導

資質を上げていく、こうすることで合併農協

ういった面での成果を十分出していただきたいと

ふうに考えております。

**本郷君** そうしますと、松旭さん、これは私

論なんですけれども、広域合併を行えば行う

が可能

できるだけ本所というのにはスリム化していく  
経済事業によって、合併による経済事業のメ  
トを農家との接触部門、例えば支所の機能を  
するとか、今お話をあつた営農指導センターとか、  
あるいはまた生活関連の指導センターとか、  
いうところを充実するというような考え方で  
いますね。

考人(松旭後作君) 全く先生御指摘のとお  
私どもも組合員との日常的な対応の接点にな  
能は、むしろ支所の機能を強めるべきである、  
いう視点から指導指針をつくっておるわけで  
います。

本観君 松旭さんも御存じのように、ヨー  
うに

りだらうと思うわけです。

神田さんのところの広域合併をされた場合の話として私ども耳にしておりましたのは、あるいは間違つていたら訂正いただきたいと思うのであります、四十代の方お二人を学經理事として役員に据えたという話を聞いております。どうも、調査を見てみましても、学經理事というのは単協団体は非常に少ないんですね。ところが、異例にもあなたのところでは大変能力のある学經理事二人を据えられたという評判が立つておるのであります。

そこで、その場合、言うなればある意味じや型破りというふうにおっしゃっている話もあるわけありますから、理事会等で一定の抵抗があつたのかなかつたのか、それを説得するのにどんな苦労があつたかということがあつたとすればひとつお聞かせいただきたいということが一つであります。

それから、もう一つ伺いたいのは、その学經理事を実現したことによってどんなプラスが生じてきているか、またマイナス点があるとすればその点もぜひひとつばらんに語つていただきることができますから、理事会等で一定の抵抗があつたのかなかつたのか、それを説得するのにどんな苦労があつたかということが一つであります。

○参考人(神田庄司君) まず最初に、自分のこと申上げますと、私は昭和五十二年、三十五歳で組合長になつております。合併をして十五年目で七代目の組合長でござります、恥ずかしながら、七代目になるのが十五年で七代目になつております。

そういうことから、実は学經理事を登用したといふのは、私の期間中に、私が十数年間組合長をやつてゐる間に理事者とよく相談の上でそういう人材を育てたんです。だから、先ほど谷本先生が言つたとおり、これは人です。あとは何にも言つてありません。そのため私は、理事者は何にも抵抗がなかつた、みんなでそういう人材を育てた。じや、先輩にそういう人がおらなかつたかと。どうしてやはり旧態依然の七人変わつた組合長の育てた、七人で育てた人材は余りよくなかった、一人で育てた人材はすごかつたということで、こ

のような人材が生まれた、こういうことが一点でございます。

それともう一つは、学經理事を登用してからどうだかと。まさに昨年の六月からやりましたので、今まで一年になろうとしておりますが、だれも、組合員一人も、職員一人も、役員一人も、常務をつかれて悪がつたという言葉は私には一言も聞こえずですが、その場合、言うなればある意味じや型破りというふうにおっしゃっている話もあるわけありますから、理事会等で一定の抵抗があつたのかなかつたのか、それを説得するのにどんな苦労があつたかということがあつたとすればひとつお聞かせいただきたいということが一つであります。

それから、もう一つ伺いたいのは、その学經理事を実現したことによってどんなプラスが生じてきているか、またマイナス点があるとすればその点もぜひひとつばらんに語つていただきたいとができないかということであります。

○参考人(神田庄司君) まず最初に、自分のこと申上げますと、私は昭和五十二年、三十五歳で組合長になつております。合併をして十五年目で七代目の組合長でござります、恥ずかしながら、七代目になるのが十五年で七代目になつております。

以上でございます。

○谷本義君 ところで、神田さん、今度の法改正の中では、学經理事の問題も一つありますし、それからもう一つの問題は、青年それから婦人の理事といふことが出ておりますね。これまでの例で見てみますと、どうしても地区代表による理事会構成になるんですね。その結果、地区間の利害關係の問題が出てくるといふと理事會は俄然活発になるんだが、地域農業全体をどうしていくかといふ議論になつてくるとなかなか議論が出ない。それだけにどういう理事会を構成していくかなどいう

ことが大事になつてきていると思うのですが、あなたとのところの理事の構成はどんなふうな状況でありますか。

○参考人(神田庄司君) 私のところの理事には青年部代表は一人もおりません。婦人部代表も一人もおりません。ただし、こううふうな社会情勢でありますので、今後理事会でこの問題をよく協議して、できれば婦人部代表の理事といふものも位置づけたらどうかと、その定員の中に。それから青年部という、そういう理事を位置づけたらどうか。あるいは各生産部会、畜産生産部会とか野菜生産部会、果樹生産部会、稻作生産部会といふのを位置づけたらどうかということは、総務委員会では今検討している段階でありますので、私は、理事者の理解があり、そして組合員の理解があれば、それを早目に位置づけてまいりたい、こういふ考えは持っております。

○谷本義君 その点、ぜひひとつ全国のお手本になるような活力のある理事会構成について御期待申し上げおきます。

では、次に秋山さんに伺いたいのであります。

秋山さんのお話を伺いながら特に私が感じましたのは、これまでの農協合併を見てみますといふと、例えは五つなら五つが合併になるとどうしても一体感に欠ける。ひどいところは事実上無政府的な状況がしばしばこれまで見受けられました。したがいまして、あなたも御指摘になつたように、労働生産性が上がらない、逆に落ちていくといったような例も中にはあつたわけであります。

ところで、これから合併というのは、先ほど申し上げましたように今までとは違うわけですね。組織二段化といふことをにらみながらやるわけありますから、相当の広域合併になつていくであろうというふうに思われます。ということは、今までの合併とちょっと違つて、合併をしたいか

がするんだが、そういう問題を解決していくためには職員の立場から見てどうすれば解決することができるか。あなたの県下全体の農協の関係を御存じなんですか、その点について御意見があつたらぜひ聞かせていただきたいということが第一点であります。

私は非常に不安に思うのです。県連の皆さんのが非常に不安に思つておられますから、その点について御意見があつたらぜひ聞かせていただきたいとお話をいたさうな気がするんですね。そういう状況の中で一体

感に欠ける状況というのがかなり出でてきそうな気がするんですね。そういう状況の中で一体とか、あるいは退職金が、百カ月あるなんという農

協もあるんですよ、農協の場合は。それが六十ヶ月になるとか、そういうのが提示されて、勢い今まで労働組合があつたところは連帯して、なかつたところも参加して争議になりました。その争議の中で、ストライキがあつたり、めちゃくちや言って初めて役員と話ができた。こういう形ではその一体感というのは生まれてこない。

まずは職員の一体感を出すには、やはり法律で認められた労働組合というものが私は一番いいと思っています。日ごろ上司に言えないことを仲間で集まつて、こういうふうに要求しようと書つたからには責任持つてやろうと、みんな納得して要求するわけですね。それに対して経営者から説得され、妥結して、やむを得ないだろう、これで頑張ろうという形でまた仕事に入っていく。そういう意味では、労働組合が農協の中で果たす役割というのは非常に大きいわけなんですね。それがなかなか組合長さん方に理解してもらえないくて、まあ合併という事態だから我慢してくれ、職員は後回しだというような形でやられると大変に混乱する。そういう意味で、一体感を出すというのに労働組合をきちんと認めて、それできちんと要求を受けて誠意ある回答をして、そして職員と役員の間の信頼関係をつくっていく、こういう形でないと三百人にも三百人にもよえた職員と役員との間の信頼関係というのは生まれないと思います。一人一人接觸できる時間というのは本当に少ないわけですから、私は、そういう意味で労働組合を十分理解して使つていただければ、まあ使っていただければというのはおかしいんですが、対応していただければ一体感は生まれるんじゃないかと思います。

それから、連合会の職員の状況なんですが、昨年の大会決議があつてから大変不安な状況にあるというのは確かであります。私たちの労働組合で行つた全国のアンケート結果から見ますと、組織再編で単協に行けと言われた場合、行くと答えたのが全体の五千名からの回答のうち八・八%しかありません。逆に、単協なら退職したいと答えて

いるのが二一・六%いるんですね。これは別に単協をべつ視しているとかそういうわけじゃないで、一つは自分の入った県連というものに対する愛着、そういったものと、先ほど私が申し上げました人的な空白のような農協段階での就労条件なり業務内容の悪化、こういったものが前提にあるんじゃないかなと思っております。あと、全国連でも全国連でもどこでも行くというのは一四・五で、県連に残りたいというのがやっぱり一番多くて二四%というような形で、最終的には帰属意識の強い県連という職場の機能はあると思ってるんですよ。

農業とか農協というのは現場に近いほど機能が充実されなくちゃならないと思うし、確かに要らなくなつた機能はある。ただ、これから広げなくなつたところ、そういう意識が非常に強い。何とかやならない地方での融資とか宅建事業とかあるいは福祉事業とか、そういうものはむしろ県連の機能の拡充の中でどうなのがなと、そういうふうにも思つていますし、我々の組合員の討論会をやつたところ、そういう意識が非常に強い。何とか県連の機能を拡充して新規事業に取り組んでこここの職場に残りたい。農協に行って指導だなんてならないですよ。余計者というか、後から来た人者という扱いを受けるのは、それは人間の社会ですからしょがないというのもありますし、分數したくないという気持ちが実態だと思っております。

を伺つたわけでありますけれども、前段のお三人さんは今回の法律をぜひとも早期に制定させていただいて、その実現に向けてというお話をど思ひます。私も現状の実態からいってそうあつてほしいなと思うわけでありますけれども、逆立場で若干質問を申し上げたいと思います。特に、生産農家に近い立場の御三人にお尋ねをしたいと思ひます。

今、日本の経済は、それぞれ独占、寡占化し、あるいは系列化して、それに対応すべく、組織として生産者の団体みずからも大型化してそれに対応しなきやならぬという現実があるわけであります。そして、それに伴つて合併の必要性もあります。しかししながら、農協というものは、いかにして農業生産を上げて、その販売を有利に販売して、そして農家組合員に対して所得を還元することによつて、それが一番適切な機能できる状況、規模といふものがいわゆる適正規模だと、こう私は思うのであります。

その意味で、私は福岡県のこの購買販売連合会という名称、全国唯一だということを聞いて驚いたわけであります。そのことをまずひとつお答えいただきませんか。なぜそれを経済連と称しないか、それからます。

○参考人(花田文彦君) 御指摘の件につきましては、会員組織組合長としていろいろ御意見があるわけですが、福岡県の場合は園芸連というのが別にあります。全国でそういう経済連の中に園芸連というものは七県ぐらいあると聞いておりますが、できるならば福岡県も組織整備、そういうものを取り進める中で、ひとつ近いうちに合併したとき、名称を経済連とか福岡県農協連とか、そういう意味等で、対等合併という意味か、そういうこと等で名称は従来のままの名称に今日までさせていただいて、そういう園芸事業なり、あと蘭販連とか酪連とかいろいろありますので、そういうような格好であわせて名称も検討をしていつたらどうだろうかというような気持ち等で、現在はそういうことに相なつております。

○三上隆雄君 そこで、花田常務さんにお尋ねいたしますけれども、さつきの前段の質問に返りますが、大型合併、しかも広域合併ということでお行政単位も市町村を超えて合併しているというケースが出てきているわけでありますけれども、常務さんはどの程度の規模が一番適切だと思いますか。あるいは、作目によって、地域の環境によつて違うと思いますけれども、常務さんの守られる範囲内で、こういう品目の地域にあつてはこの程度度、あるいはこの地域にあつてはこの程度といつ大ざっぱでもいいですからお答えをいただきたいと思います。

○参考人(花田文彦君) 福岡県の場合は、昨年の一月十一日の福岡県農協大会で、二十三構想で平成六年度末に実現いたしますということに相なつております。いろいろ審議の中では福岡県一農協というような考え方等もありましたが、現在が二十三を言いまして、十年以上かかるて六十五農協に相なつてゐるから、まず二十三をひとつ実現しようというふうに県大会で決定をいたしております。その中で会員の御意見の中では、金融は一農協が将来は五百億から七百億円保有し、販売では最低百億円、購買でも最低百億円とか、共済の保有高三千億とか、いろいろそういうモデル的なひとつ指標を持つて、経営の合理化、農家組合員の期待にこたえる完結型の農協をつくつていきたいとか、それから職員の今後の教育、給与の問題、そういうもの等もあわせて総合的検討をしていくべきでないかと、こういう御意見たくさんあります、そこそこの地域の、福岡県は都市化している地域、平たん地域、山間地域、いろいろ分かれておりますので、前段申し上げますように、当面は二十三をひとつ早急に実現して、会員、農家組合員の期待にこたえられる完結型の農協に早く努力して、その結果五農協になるのか一農協になるのかわかりませんが、まず二十三構想を実現するというふうな考え方で取り組み、取り進めをいたしておりますところであります。

農協もまた組合長の御高名も拝聴しておりますけれども、ただいま福岡県連の花田常務さんとが言わられたその規模からいきますと、神田組合長さんの

ところも規模からいっては大きいとは言えない。貯金の扱い高も約半分、農産物の扱いも必ずしも理想的ではないと思うけれども、そこまで合併して、今構想されているその大型合併に組合長はどういう考え方をお持ちですか。

○参考人(神田庄司君) 秋田県の農協は十三農協構想を出しておりますが、既に私のところができておりますので、十二の農協ができればいいわけです。

私は組合長として申し上げますと、正組員数は一万人、職員は千人、この農協が私は将来の適正なる農協だらうと、こう考えております。なぜかといいますと、千人ぐらいの職員の規模の農協にしないと優秀な職員が農協に来ないと私は考えておりますので、そうしますと、当然立派な組合長も来ないし、立派な常務もでき上がりないと思ひますので、私は将来はそういうことを考

○三上陸雄君　さすがスーパー組合長、立派な御  
発言です。

和は最終的には生産者の手取り収入が一番多くなるような生産規模というのが一番いいと思うんですけれども、稻作については、これは売り方も政府へ売ればいいわけですから、これは案外簡単であると、こう思うわけすけれども、しかし米についても今いろいろ産地間競争が、この競争の是非は別ですよ、その議論は別にしても、現実に産地間競争が出ていて。果物、畜産にしてもしかりであります。

そういう中で、そんなに単協を拡大して、勢い系統二段階ということは全国一本という形が想定されるわけでしょう。それに対して組合長はどういう考え方をお持ちですか。

などという声であると思いますが、私は現在自分がやっている農協を見ますと、稻作についてはあきらこまちという立派な米がありますので、これについても現在我が農協の組合員は体を張つてあきたこまちの生産に取り組んで、その流通体制は食管法の中でやられておりますが、一部の自主流通米というものが秋田県は多くなりまして、それで産地精米等でやっているからこの問題は私は大丈

夫だと。  
そこで、もう一点は、果樹とか畜産とか畑作の問題です。

から生体、生き物で東京、名古屋、大阪に豚とか牛を運ぶ時代はもう終わるだろ。何といつても産地で生産された畜産についてはその土地で処理して、そして大消費地に供給していくかなきゃならないということを考えて、今、食肉流通センター構想を出して、畜産農家はその目標に向かって一生懸命活力を出して働いております。これも一つはやっぱり農協が大きいからできるものであつ

で、小さい農協はどんな人が組合長になつてもできないと私は思つております。

また、烟作については、これはいろいろな作物が昔はあつた。もう一つは、営農指導、営農指導

「 」という言葉が使われてきました。今でも使っております。しかし、今までの官農指導というのは、生産するための、物をつくるための官農指導が農協の官農指導であつた、また行政の指導であつた。ところが現在、我が農協をとつてみると、もうかる作物、つくれば絶対もうかる作物をつくる人がだんだんにいなくなってきたということです。要するに、それは専業農家でございます。

が悩んでいるのは、車業農家をつくる、人をつくる営農部門が重要な課題になっていると私は認識して、この問題については今生懸命農協が取り組んでおります。物をつくるには指導員を採用すればつくれますけれども、人をつくるにはこれはなかなか今難しい問題であります。口があるもの

だからいろいろな条件が出てきます。作物は言わないで。口があるから、その条件を農協が今度全面的に受けて立つとなると、リンゴにしろ野菜

にしる絶対に私はそれだけの強い農協をつくれば、一〇〇%というのは難しいが、いろいろな面で私は農家には問題なくやれると思ひます。

になつておりますので、私たちは、農業に一生懸命取り組む生産部会、婦人部、青年部のその組織の中です昔の座談会方式をとつて、そしてその人方が集落に帰つて、農協の組合長はこういうことを

言つたよ、あるいは部長がこういうことを言った、常務がこういふことを言った、キュウリをつくると反対幾らもうかるぞ、そしてこれをやると農協が資材をただで貸しますよと、そういうものが生産している農家から集落のある機会でどんどんどんどん私にかわつて集落に行つて話をしておりままでの、だんだんに何かそういう方向になつておりますので、これから農協というのは、農協が

どうやつて人をつくるかというのが課題じゃないかなと、こう思つております。

そこで、今までと大きく大農協の合併によって、優秀な組合、大型農家ほど農協から離脱していくという傾向があるわけですけれども、組合長さんのところはそういう傾向はありませんか。

いのある農協をつくりたから組合員は離れない。ほかの農協はわからないが、我が農協はそのとおりでござりますので、そういう心配はございません。

今、一般労働者は、週休二日制度、そしてまた年間一千八百時間という日曜を喝さて、政府も勤

く者も経済人も一緒になつてそれに向けてそれぞれの立場で努力しているわけであります。が、今置かれた条件の中で、それから想定される経済の動向の中で、組合長の発想からいつたら他産業が求めるそういうう大兄がつくり出せると思ひますか、

そしてあなたの農場の後継者が現実に育つてありますでしょうか、その辺を。

週四十時間という労働省が出しているのよりも  
ちょっと下がっておりますので、その対応は現在  
やっておりますから、大丈夫でござります。

○三上隆蔵君　いや、農家ですよ、農家。

○参考人(神田庄司君)　農家の千八百時間ですか。これはちょっとまだ私は調べておりませんの  
でわからないです。後ほどよく調べたいと思いま

○三上隆雄君 大変ありがとうございました。  
時間の関係もあるので最後になるかもしれません  
んけれども、秋山参考人にお尋ねしたいと思いま  
す。

す。  
それぞれの参考人の方から、今回の法改正をし  
て速急にその実施に入つていただきたいという  
大勢でありますけれども、あなただけは必ずしも  
それを歓迎していない。まあ、そう言われると立  
場上厳しい面もあるかと思いますけれども、やつ  
ぱり今どこの農協も若い者が、しかも優秀な人ほ  
ど農協に就労しないといふ、そういう傾向は、農  
業の実態を見抜いて、将来の日本の農業に光がな

いとすればそれを支える農協にも限界があるだろう」ということから、それともう一つ、現状の労働条件が極めて厳しい状況下にあるという、そういう両にらみでなかなか優秀な職員が入らない。入ったとしても中途退職するというケースがあるわけですから、それについて、先ほど谷本先生も

若干触れましたけれども、もう少し言い足りない面があつたらひとつ率直に申していただきたいと思います。

○参考人(秋山豊君) 私は今回の法改正は基本的には賛成でございます。と申しますのは、先ほど言つたような責任ある役員体制の芽が出てくると思いますし、あわせて私が言つたような職員の就労条件の改善にもきっと対応していただければ、そういうふうに信じておりますので。

なぜ私がそこまでこだわるかと申しますと、過去何回も農協大会でいろんな決議がなされてもなかなか完全に実施されてこなかつた原因というのは、やはり実践するポイントポイントに人がいないということだと思つてゐるからです。私の師匠とする町の、町長になつてしまつたんですが、ずっと農協職員をやつていた方も、全国連からおりてきて、単協で婦人部の結成、加工事業の創設、共同購入と取り組まれて、いかに農協労の段階で農家を組織して要望にこたえて新しい事業なりを組むかということが大変かというのを身をもつてわかります。

そういう意味で、農協段階に優秀な職員をそろえると一言では言ひますが、これは県連、全国連以上の知識とバイタリティーを持った職員じやないとなつかなか本当の農業問題の解決なり農村問題の解決なんというのはできないんじゃないかな。そのぐらい、口で言うのは簡単ですがやることは難しいので、ぜひ三段階攀げてその問題に常に取り組んでいただいた上でいろんな施策に入つていただきたいという考え方であります。

営農指導の問題にしましても、私も営農指導をやりたかつたわけですが、農協に営農指導員がなかなか育たない、いい営農指導員が出てくると金融課とか管理課に回されてしまうとか。それで、いろいろ見ていてますと、今結論的に言つているのは、まず農協の購買事業の例えれば配送の省力化とか、それから伝票処理なんかも非常に手間がかかつているとか、非常にむだなところ夢中で働いているわけですね。そういった省力化、特に購

買部門ですね。それで、購買部門の損益改善をして何とか金融、共済に世話をならなくともひとり立ちする、かつ営農指導員を一人出せるぐらいいには賛成でございます。と申しますのは、先ほど

言つたような責任ある役員体制の芽が出てくると思いますし、あわせて私が言つたような職員の就労条件の改善にもきっと対応していただければ、そういうふうに信じておりますので。

この辺も農家の方に指導賦課金が出せないとどうなれば、販売手数料なりその販売部門の状況をよく理解していただきて確立していただきたい。そういう中で営農指導、生活指導と

いうところの財政的裏づけをして、かつ今言つたような非常にハイレベルな知識とバイタリティーを持つた人間を確保しなくちゃなかなか育たないだまきたい。そういう中で、この任期についての御見解をいただきたいと思います。

○参考人(松旭俊作君) 最初の御指摘の点につきましては、確かに今の農業・農村をどう持つていかというもう基本論の問題に絡んでいくだろうと思います。私どもも今度の農協大会で日本農協にはならないと思っております。そういうことをぜひ農協段階でプランナーになってやる方、神田組合長だったら私はできるんじゃないかななどと思うのですが、神田組合長のような方が千八百名いれば日本の農協は再生するんじゃないかな

と思いますが、ぜひお願ひしたいと思つております。

○三上薩雄君 まだ若干時間がありますので、最後にまとめて松旭全中常務にお願いしたいわけであります。私はこういう持論を持つてゐる

ですから、安全なものを消費者に提供するとい

う立場で現状の生産者、一定の経営努力をした生産者は一般企業並みの賃金を付与できるような

こと、これは若干農協法に触れる問題であります。でも、単協の組合長が今こんな質問をしているんです。農業委員と農協の理事の任期だけは三年だ、あとは全部四年で、何でこういう差別をするのかという極めて素朴な質問を受けて、よしきだ、私もそれを取り上げてみましようということで来ましたから、この任期についての御見解をいただきたいと思います。

申すまでもなく、今私どもが地方におきまして

一番困つてゐるのは、私は鹿児島であります。北であろうが南であろうが東であろうが西であろうがどこも困つてゐるのは、農家に若い人が入つてくれない、農業に後継ぎがない、いわゆる担

い手問題と花嫁さんの問題。この二つは私どもも

おりますけれども、その中では、私ども系統の主體的な取り組みはもちろん強化するんですけども、それだけではもうどうにもならぬところに来てゐるという危機感がございまして、これについては今農水省の方でも新政策本部で御検討いたしておりますけれども、私ども全中といたしまして、

まだ関係官庁へ要請をいたしておりまして、今、先生おつしやつたようなことを含めましてそういう新しい農政、構造政策の樹立が必要だというふうに思つております。

申すまでもなく、今私どもが地方におきまして

一度第一は、花田参考人、神田参考人のお二方に現場の実態に即してお教えいただきたいのです。ただければありがたいと思います。

まず第一は、花田参考人、神田参考人のお二方

に現場の実態に即してお教えいただきたいのであ

ります。

申すまでもなく、今私どもが地方におきまして

一度第一は、花田参考人、神田参考人のお二方

に現場の実態に即してお教えいただきたいのであ

&lt;p

特に福岡の場合につきまして、担い手の問題等につきましては、農業が魅力ある農業、希望の持てる農業、これが基本でないかと、かように考えまして、昨年の農協大会でそういう諸政策、対策を掲げておるところであります。特に農業の後継者育成につきましては、現在具体的にどういう取り組みをしているかと申し上げますと、まず青壮年の専従型農家、こういう分け方をいたしまして、こういう方には新技術の導入とか情報の提供、資金援助を積極的に行い、企業的な農家を今後目指していくただこうと。

「一番目は専業自立型農家。これは経営基盤を確立して後継者の育成に努めさせること。  
三番目に高齢、定年後とか都市からUターンして帰られた農家、こういうものへの対応といったし

それから兼業従事型の農家につきましては、生産から販売指導その他の農業に関する支援を積極的に行い、農業の存続化に努めさせていく方策。  
五番目は女性専従型農家。これへの対応では、組織的な生産指導とか生活指導を行い、農業の担い手としての育成強化に努めてまいりたいと。そして、現在あります生産組織の育成と再編、特に青年部、婦人部、そういう組織の強化を図る。地域の農業の振興とあわせまして、現在あります農事組合のあり方を、現在のニーズに対応できた農事組合の再編をして、地域の農業の活性化を図つてまいりたいと。

こういう考え方とあわせまして、福岡県は前に申し上げましたように米が大きなウエートを占めております。福岡県にはカントリー・エレベーター、全国一の五十二基を持っております。ライスセンター等で、米は全体の六〇%はこういうカントリー、ライスセンターでいたしております。それで、農協が五十二基のカントリー、ライスセンターで機能分担をいたしまして、農協がもう米麦の種子は全部買ってやって、カントリーでそこで苗に

までして、農家は田植えをして収穫する。そういう機能分担をして、年とった人でもそういう稲作、土曜、日曜日の農業ができるとか、機能分担を明確にして、育成なりコスト低減、そういう方策等も行っております。

それから、受託経営につきまして福岡県で今考えておりますのは特に畜産でありまして、まず三つの考え方をいたしております。産地育成型の受託農業経営、それから担い手育成型の受託農業経営、それから再建型、もう赤字でどうにもならない負債農家。そういう産地育成型と担い手今後育成と再建型の受託農業経営を考え、特に当面は畜産、豚農家を中心これから三つの方式でやって、地域の養豚農家、畜産農業の振興を今後図っていただきたい。

米につきましても、今県下で二農協でそういう田植え作業とか田んぼを耕して収穫までのことを等もやっておりますので、今後福岡県も都市化が進みますので、受託事業に農協とあわせまして県連がそういう補完機能をぜひやって、地域の農業振興、担い手対応なりそういうものをあわせてやっていきたいと思っております。

○参考人(神田庄司君) 先生もよく御存じかと思いますが、昭和三十年代、私たちは中学校を卒業したとき、私たちの同級生が、私は次男繰り上げ長男でありますので農業につきましたが、私の同級生の皆さん、次男、三男坊は、長男のところはおつて、田んぼを分け、畑を分けて農業をやらせると長男が飯を食えない、そういうことで涙をこぼして田舎の電車で東京にどんどんとあのころは私たちの優秀な人材が東京へ来ました。そして私は農家に残りました。しかし今度は、私の年代の東京へ行く」と、こうなつてしまつたわけでござります。

そういう中で私たちは、今、後輩者、担い手を一番心配しております。これは今どんなことを言つたって私は今の段階では難しいと思いますが、しかし認識の持ちようだと。人を説得できる

決できるということで、今、先ほど三上先生にも  
言われたが、流通体制、あるいは加工部門、ある  
いは生産体制、そういうもの、あるいは生活面、  
いろいろな面に対応できるような農協の姿がで  
きれば私は立派な後継者が生まれるということを考  
えております。

ただし、昔のようにそこの、私の家を継ぐ後継  
者じやなくて、地域全体を継ぐ後継者というも  
ので私たちは考えております。そのためには、必ず  
農業で飯が食えるような農業の振興に関係者の皆  
さんの協力を得て農協がひとつ裸になつて取り組  
めば、私は必ず優秀な人材もしくは東京六大学を  
出た人も鹿角には来るような農業になるんじやな  
いかなどということでもつて今一生懸命頑張つてお  
ります。

もう一点は、受託関係についてであります。  
これはうちの方は畜産、畑作は全然ないわけです。  
稻作農家に占める受託率は全体の大体八%です。  
委託については稻作農家に占める農家割合は六  
八%。これは稻作に限つております。あとの方は  
こういうことがないような状態になりますので、  
あとは私が言ったとおり、地域の後継者ができれ  
ば私は自然とそういうのが生まれてくるだらう  
と、こう思つて今頑張つている次第でござります。  
○鎌田要人君 ありがとうございました。

農協自身がみずから農業を経営できるような、  
そういう仕組みを持つていくべきだという点につ  
いては直接お答えをいたしかなかつたんですが、  
この点についてはどちらからでも結構でございま  
すが、一言だけお教いいただけませんか。

○参考人(神田庄司君) 私のところも、それは今  
いろいろとこの農協法改正に当たり、その二段階  
方式等の段階でかづの農協理事委員会で検討して  
おります。私の方は、地域の後継者になる、受委  
託できる、委託できるような、その後継者をつくる  
ということです。これを真剣につくつしていく。  
そしてその方がちゃんともうかる、農業で生活で  
できる、そういう後継者をつくりたい。

しかし、それは幾ら頑張っても、もし百人つくものが五十人しかできなかつたと、幾ら頑張つても。そうしますと、あの分は私は農協がやるという考え方を持つております。それは農協の職員にして、そしてちゃんとした保障をして農業をやっていかなきゃならない。そのためには、労働時間等にも十分制約されると思ひますが、どうしてできなければ私は農協がその分を補つていくという考え方も今検討中でござります。そういうふうな考えです。

○鎌田要人君 次に、第二点といいたしましては、第十九回全国農協大会の議案書、「農協・21世紀への挑戦と改革」、大変立派な労作でありまして、私もこれを持参して教えられるところが大きかったわけありますが、この中で私どもが看過できないと思いますのは、この中の九十二ページにも掲載されておりますが、組合員の農協帰属意識調査、こういったものを見ておりましても、若い人たちの農協離れというものが明らかでございまますし、あるいは組合員の農協利用率の低下、こういったことも指摘をされておるようでございます。

これらの点についての反省も含めて、また先ほどからお話をございますような広域大型合併によつて、このような若者の農協離れあるいは利用率の低下と、いうことが、組合員との結びつきが希薄化する、こういったことで拍車をかけるんじやないかと、こういう懸念も十分にあるわけでございますが、この点につきましては、先ほどのお答えにもありました市場機能の強化を初め、日常生活の中で農生活指導、こういった中で十分な配慮がなされておるところであると思ひますので、これらの点につきましては、さらにそれがそのとおり行われるように希望をする次第でござります。

これに関連をいたしまして、既に一郡一組合を実現しておられますかづの農協の実態につきまして、神田参考人の方にお伺いをしたいと思いますのは、特にこういった一郡一農協と申しますようす。

な場合に、地域の農業振興計画をおつくりになる。

次に、第三点でございますが、これは花田参考

たしたい。

指導ができる指導員が、茨城の場合は県の農業試

それに基づいて地域一体としての農業振興といふものを図つていかれる、あるいは広く農業だけではなくて、農村の振興ということも、地域の振興である。ということもこれから進んでまいるわけでありま

人と秋山参考人にお願いをいたします。  
これまでもそうでございますが、農協の活動の  
今後の基礎になります事業活動というものは、基本的に  
的に、生活指導もありますが、営農指導であろう

〔委員長退席、理事北修一君着席〕  
それから、連合会にはいろいろ信連とか共済連、  
購販連、園芸連とかありますので、連合会でも応  
分の基金を提出する。それとあわせまして、単位

验場とか改良普及所の所長さんとか〇Bの方が嘱託でおられますし、合併しない農協についてはあいいう形で補完しながら指導体制をつくるべきだと思つております。

すが、恐らくかづの郡私も存じませんが、かななりの町村あるいは市もあるのかもしれません、が、それぞれの市町村が農政あるいは農業に取り組む取り組み方も色々であろうと思うんです。あるい

と思います。この営農指導につきましては、それ  
ぞの現実の実情に即したきめの細かい営農指導  
というものが必要になるわけでございますが、同  
じくこの資料を見ておりますと、また先ほどもお

農協におきましてもその基金を拠出していただきまして、その基金でできるならば今後営農の基本的な財政基盤の確立を図っていきたい。かように考えておりますし、現在におきましては、福岡県

お金の面については、基本的には五百戸の農家  
が一万ずつ出せば一人の営農指導員の五百万とい  
う人件費は支えられるわけなんですが、なかなか農  
農家のとというのはそういうことに関してはお金

は場合によつてはいわゆる補助率も違うかも知れない。そういう場合に、広域農協としては一体としてやりたい。ところが、個々の市町村が足並みがそろわないという場合に、そういうようなことがあります。あって御苦労なつたことがあるかないか、そういうこともあつて何らかの対応策というものを講じておられるか、御経験がございましたらお教示

話がございましたように、現在全国で、平成元年の数字のようですが、一万九千二百六十人七人の営農指導員、一組合当たりは五・一人ということです。まだ設置していない組合の比率が一一・八%ある。こういうことでございまして、営農指導員の質と量両面にわたる充実強化、その活動のための財政基盤の確立がいいよ、必

では現在四十七名の営農企画指導士がおりますし、これとあわせまして、通年の講座を受けた者が二百二十五名おりますので、こういう者の今後の資質の強化、育成強化、それから広域合併農協には二十三はぜひこの広域営農企画センターを設置したいと思つておりますので、財源確保にはひとつ県、連合会、農協、できるなら国等でも

【理事北修】君退席、委員長着席  
それから、農協自体の内部努力というのもまだ解してお金をちゃんと出す、それで営農指導員もそれにこたえるという形が理想なのかなと思います。

○参考人(神田庄司君) 私たちの方は、市と町があります。そういう中で農協が一つであります。私たちとは昭和五十四年に、まあ大学の名前を出すというのはどうかと思ひますが、北の組合農協が西の大学、京都大学の先生方に依頼しながら、私たちは五十四年に農協基本計画をつくって、今回は第三次の基本計画もつくりまして、今日に至っております。

特に、この点につきまして、先ほど花田参考人のところでは、既にこの営農指導の面につきまして営農企画指導士と、こういった制度もつくって取り組んでおられるようございますが、私がが配いたしますのは、先ほどお話がございましたように、この営農活動といふものの財源が、今はほとんど共済・信用事業からの余剰金の一部の繰入れ、これをもとにしてやつておられるようでござります。

るに一人マネージャー的な営農指導員がいるべきじゃないかなと思つております。

あるいは購買未収金というのもあります、こういったものも一億以上ある。これはなかなか、できたときに払うということで一気に半分とかといふわけにはいかないにしても、農協自身もやつぱり

お願ひして、いろんな政策問題は、これは行政の主導でやつてくださいと。現場は農協が主導でやりますよということを、分担をきちつとやっております。そして、何といつても組合長と市長と町長が仲がよくなるということは、これは絶対不満も出ないし、またそれによって職員も一体になつておりますので、私がなつた暁にはそういう点はなかつたと思ひます。

なつて取り組もうとしておられるのか、お教えをいただきたいと思います。

○参考人(花田文彦君) 今後官農指導の充実強化をして地域の農業振興を図っていきたいといううな考えで、一番の根っこはやはり財源でないかと、こういうことを申し上げ、国へも助成要請をした発言をいたしておりますが、特に本県といいましては、広域管農企画センターの運営の安定化を

と、経済連の支所に営農課というのがありますて、肥料、農業の相談と同時にかなりの技術的な栽培

を含めますと、當農指導基金と言われる国挙げての制度があつた方がよりいいだろうと思っており



を検討しておるところでございますが、多分農協

合併の進展度合いに応じて県域機能がだんだん少なくなつていくというような構造方程式になるんではないかということをお考へております。

○猪熊重二君 先走った質問かもしれませんけれども、先ほどの系統農協の組織を一段階にする

いうことは、一口に言えども県連段階が消えるのかかもしれません。仮にそういうふうに考えております。

○猪熊重二君 先走った質問かもしれませんけれども、先ほどの系統農協の組織を一段階にする

いうことは、一口に言えども県連段階が消えるのかかもしれません。仮にそういうふうに考えております。

○参考人(松旭俊作君) この組織整備の基本的な

方向は総合審議会というもので出しておるわけでございますが、事業連につきましては、農協と統合連合組織の組織一段を将来方向としよう。中央会と県中央会との関係についてはどうお考へな

んでしようか。

○参考人(松旭俊作君) この組織整備の基本的な方向は総合審議会というもので出しておるわけでございますが、事業連につきましては、農協と統合連合組織の組織一段を将来方向としよう。中央会につきましては、これも総合審議会の議論の中で全部統合中央会にする検討もしたんですけれども、最終的には農協と統合連合組織ということになると、そうすると農協と統合連合組織の距離があき過ぎるではないか。その農協の代表機能、意思反映機能というものを県の中央会がまとめて担つていく必要があるのではないか、あるいは県行政への対応を県中が担うべきであるといふような観点から、スリムな県中は残すという方向で整理をされております。

○猪熊重二君 松旭参考人にはありがとうございました。

あと、花田参考人に一点だけお伺いしたいと思ひます。

今回の法改正にも関連して、県連合会で農業経営の受託をする、しないというような問題に関してお伺いしたいんですが、先ほど御説明はあつたん

ですが、よくわからないのでもう一度お伺いしたいんですですが、県連合会で農業経営の受託をするといふ場合に、県連合会としてその受託する

ような受け入れ態勢というか、そういうものはどうなつてあるのかとか、あるいはそういう必要性というものがどういうことになつてあるのか、簡

単にお答えいただきたいと思います。

○参考人(花田文彦君) 受託農業經營につきましては、もう会員内に強い要望等があつておりますので、今回の農協法の改正ができますと早急に

県連合会としてもこれが取り組みにかかるということで、一例を挙げますと、畜産等では連合会ではミートセンターとかいろいろなセンター等を持つておりますので、福岡県の場合も畜産開拓農協というのがありますし、そこではもう今後經營が困難な特に乳牛の飼育、こういうのは農家ではもう困難と、農協でやると。そういう専門農協でも技術、施設、ノウハウのものがありますので、

ひとつそれは県連合会等で今後やっていただきたいとそういう大型專業畜産農家の生き残りはできぬというようなこと等いろいろ言われておりますので、この法案が通つた時点では、早急にそういう連合会が受託事業をできる体制整備についていきたいと。

それから、完全週休二日制等になりますと、生き物でありますので、ヘルパー制度等、連合会組織で、農協だけでは仕組みができませんので、県連合会で組織化をしていただきたいとか、そういうことを言われておりますので、平成四年度の事業ではそういう取り組みを今企画なりやらせていただいて、今後対応いたしたいと思つております。

○猪熊重二君 猪熊参考人にはありがとうございました。

○参考人(秋山豊君) ありがとうございます。

神田参考人に一言だけお伺いしたいと思いま

す。

○参考人(秋山豊君) 農協の基本給で言いますと、一時金が、民間が大体、公務員でも五・五カ月ぐらいだと思うんですよ、夏のボーナスが二カ月の、冬が三・五ぐらいないしは三カ月の、期末が〇・五の。農協の場合は大体七カ月から持つてゐるんですね。一時金なら經營が悪くなつたときはいつでも切れるという配慮もあつたわけです

が、私どもの県の中央会は、その一時金を二カ月基本給に繰り入れなさい、それじゃないともう

基本給保障ができるないということを二年ぐらい前からがなり指導しているんですけど、なかなか組合長さん方とか事務さんは理解していただけない

というか、取り組んでくれないという。それで、どうなつてあるんでしょうか。

○参考人(秋山豊君) はい、わかりました。

時間が非常に二十分しかなくて短いのですから、ほかの人は十分の人もいるんですね。秋山参考人にお伺いしたいと思います。

私はよく知らぬものですからお伺いするんですが、いろんな労働条件の決定は具体的には単位農協で農協の理事者との交渉で決めるんですか、それとも、労働時間、給与、いろんな問題についての労働条件の決定はどことの交渉で決まるんですか。

ただ、県によっては、埼玉とか、県連の中央会レベルに報酬審議会とか、一定のことのペアの基準とかを審議するような機関を設けて農協に基準を示しているような県もございます。

○参考人(秋山豊君) 各農協単位で労使で決めております。

ただ、県によっては、埼玉とか、県連の中央会レベルに報酬審議会とか、一定のことのペアの基準とかを審議するような機関を設けて農協に基準を示しているような県もございます。

○参考人(秋山豊君) じゃどうして、先ほどのお話で、高卒であれ大卒であれ民間の平均給与に比べて低い、幾ら交渉しても高くならないのでやむを得ぬと、こういうことなんですか。それとも全体的に県連合会あたりでこういう基準でいけどかどうとか、そういうことのために給与の基準というのが低くなつてしまつているのか、その辺はどうお考へな

りますか。

○参考人(秋山豊君) 農協の基本給で言いますと、一時金が、民間が大体、公務員でも五・五カ月ぐらいだと思うんですよ、夏のボーナスが二カ月の、冬が三・五ぐらいないしは三カ月の、期末が〇・五の。農協の場合は大体七カ月から持つてゐるんですね。一時金なら經營が悪くなつたとき

は、いつでも切れるという配慮もあつたわけですが、私どもの県の中央会は、その一時金を二カ月

基本給に繰り入れなさい、それじゃないともう

基本給保障ができるないということを二年ぐらい前からがなり指導しているんですけど、なかなか組合長さん方とか事務さんは理解していただけない

というか、取り組んでくれないという。それで、どうなつてあるんでしょうか。

○参考人(秋山豊君) 率直に申し上げまして、ま

あ肆い方々が決められたことなんだなというよう

な。なぜかと申しますと、職員とかは県連も農協

も協議に参加しております。説明なり研修会を

受けましたが、我々も農協の運動者であるにもかかわらず、こういったかい問題について職員と

してどう考えるんだというような前段の意見聴取とかそういうものが余りなされていない。だから、我々としても労働組合を通して自分たちの要求をまとめ上げて提出しないと、わざわざそういううちに自分の仕事とか勤務先が変わつてしまつという、そういう不安が非常に今は強いです。

組合で市町村の賃金なり県職の賃金を調べてきて提示して初めて、いや、ちょっとまずいかない

うように感じられる組合長さん方が多いです、我が家では。

従来、どうも労務管理というものに対して理事なり参考事が取り組むべき責務があるという、そういう感覚がちょっと薄いんですね、農協の場合は、これは労働組合の責任もあるんですが、そういう

が、いろいろ労働条件の決定は具体的には単位農協で農協の理事者との交渉で決めるんですか、それとも、労働時間、給与、いろんな問題についての労働条件の決定はどことの交渉で決まるんですか。

ただ、県によっては、埼玉とか、県連の中央会レベルに報酬審議会とか、一定のことのペアの基準を示しているような県もございます。

○参考人(秋山豊君) 各農協単位で労使で決めております。

ただ、県によっては、埼玉とか、県連の中央会レベルに報酬審議会とか、一定のことのペアの基準を示しているような県もございます。

○参考人(秋山豊君) じゃどうして、先ほどのお話で、高卒であれ大卒であれ民間の平均給与に比べて低い、幾ら交渉しても高くならないのでやむを得ぬと、こういうことなんですか。それとも全体的に県連合会あたりでこういう基準でいけどかどうとか、そういうことのために給与の基準というのが低くなつてしまつているのか、その辺はどうお考へな

りますか。

○参考人(秋山豊君) 農協の基本給で言いますと、一時金が、民間が大体、公務員でも五・五カ月ぐらいだと思うんですよ、夏のボーナスが二カ月の、冬が三・五ぐらいないしは三カ月の、期末が〇・五の。農協の場合は大体七カ月から持つてゐるんですね。一時金なら經營が悪くなつたとき

は、いつでも切れるという配慮もあつたわけですが、私どもの県の中央会は、その一時金を二カ月

基本給に繰り入れなさい、それじゃないともう

基本給保障ができるないということを二年ぐらい前からがなり指導しているんですけど、なかなか組合長さん方とか事務さんは理解していただけない

というか、取り組んでくれないという。それで、どうなつてあるんでしょうか。

○参考人(秋山豊君) 率直に申し上げまして、ま

あ肆い方々が決められたことなんだなというよう

な。なぜかと申しますと、職員とかは県連も農協も協議に参加しております。説明なり研修会を

すから、まず農民がすべてのことを決定するといふところに参画せにやならないし、そしてまた、実際に運営していくのは組合の職員、理事ですから、その辺の方々の意見を集約していろいろ事を運んでいかないとなかなかうまくいかないだろうと思います。

いすれにせよ、参考人の四人の方にはありがとうございました。

○林紀子君 参考人の皆様にまずお札を申し上げます。

私は、お答えもいたたくのを含めまして十分しかございませんので、大変申しわけありませんが、最初に質問をさせていただきまして、順次お答えをいただけたらと思います。

全中の系統農協組織整備推進本部、ここが組織整備の基本的な方針として三つの中間報告、「新たな事業方式・全国連直接利用について」、「合併農協の組織・事業運営のあり方について」、また、「人的支援にかかる基本的考え方について」というものをまとめ、七日の全中理事会で了承されたと伝えられております。

一方、農協合併につきましてはさまざまな意見があります。例えば、京都でのアンケート調査を見せていただきましたが、「合併は必要ない」と答えた組合員が五四・五%。その理由は、経営基盤を強化する方法はほかにもある、農協の事務所や施設が遠くなると不便である、農協が大きくなると重なるかもしませんが、英語で「合併は必要ない」と思っているふうに見えます。また、「行政区規模程度の合併は進めるべきだ」という人が二九%というふうに伺っております。

そこで、まず松旭参考人にお聞きしたいのですが、三つの中間報告というのはどのような内容なのでしょうか。また、今後このようにさまざまなお意見がある中で、これを下敷きに農協全体の合意

形成を図りながらどのように農協合併を進めていくのか、合併による問題をいかに解消していくのか。この辺をお聞きしたいと思います。

次に、花田参考人にお聞きしたいのですが、三つの中間報告のうちで、事業一段方式の実現に向けた新たな事業方式・全国連直接利用の検討方

向、特に経済事業についてですが、県連合会組織の一員としてこれについてはどういう御見解をお持ちかというのをお聞きしたいです。

次に、神田参考人にお聞きしたいのですが、大変自信にあられたお話をいろいろお聞かせいただきましたが、農業協同組合といふのは、本来農家組合員が共同して農業経営と生活を守っていくとあると思うわけですねけれども、この農業協同組合というメリットをどのように運営に生かしていくのか、一番基本的なところになると思いますが、お聞きしたいと思います。

それから秋山参考人、いろいろ皆さんから御質問がありましたので重なるかもしれません、茨城県でも広域合併が進んでいるというふうにお聞きしております。広域合併について評価する点があるかどうか、どのような御見解をお持ちかといふのをそれぞれお答えいただけたらと思います。

お聞きしたかったが、「合併は必要ない」と答えた組合員が五五・五%。その理由は、経営基盤を強化する方法はほかにもある、農協の事務所や施設が遠くなると不便である、農協が大きくなると重なるなどとなっておりま

す。また、新潟県でも、組合長四十二人へのアンケート調査では、「広域合併を進めるべきだ」と

答えた組合長が二一%、反対に「合併は避けるべきだ」が三八%、また、「行政区規模程度の合併は進めるべきだ」という人が二九%というふうに伺っております。

そこで、まず松旭参考人にお聞きしたいのですが、三つの中間報告というのはどのような内容なのでしょうか。また、今後このようにさまざまなお意見がある中で、これを下敷きに農協全体の合意

が、これは私どもは、広域合併を今やつていくそくしないとこれから組合員のいろんな多様、高度なニーズに十分対応できない。例えば、さつき御指摘ありましたように、まだ當農指導員を一人も置いてない農協が一〇%ございます。農機具の修理センターを置いてない農協が四〇%というよう

なことで、やっぱり小さかつたら機能整備ができるないです。ですから、我々は、今の農協の問題点というのは、余りにも機能格差があり過ぎるところに今の広域合併を進めていかなきゃいけぬとお聞きしたいためです。

それから、二番目に大きなポイントは人材の確保、育成でございます。これは神田組合長もおっしゃつたとおりであります。これは神田組合長もおっしゃつたとおりであります。これは農協は地域の中でステータスをきちっと上げていかなければ人は来ません。これは私どもは大変なことだというふうに思つております。したがいまして、立派な農協をつくるというのは、そういうステータスを上げていくという趣旨も含めて申し上げておるわけであります。

それから、事業運営を効率化していくという視点もございます。ただ、一方で組合員にそういう意見があるということは、私どもこれは重要な問題だと思っております。なぜかといいますと、これは谷本先生も最初御指摘があつたように、合併したらとかく組合員とのコミュニケーションが疎遠になるじゃないか、そういうことは、さつき申し上げましたように、広域合併に力を入れる以上に農協と組合員との結びつき強化を図つていかなきゃいかぬと考えております。

それから、行政とのかかわり合い、その地域で豚とか果実とか野菜とか、地域の県の行政との深いかかわり合いがあるというようなこと等で、一方では産地間競争が、米にしましても畜産物にして、よその県との産地間競争が激烈に行われておるということで、一挙に農協と全国連への統合には時間がかかるんじやないか、また、会員もその施設を持つて対応している。そこから六十五農協に県連、連合会の中では特に経済事業、こういう物の物流とかを扱つてるのは各県の経済連でも施設を、福岡の場合も約七万五千坪から八万坪の施設を、もう基本的にそろるべきと思っております

ますし、これをこういう方式に持つていくには、肥料、農業とか農機とか物流の拠点に相なつて置いておられます。

○参考人(花田文彦君) 事業一段階方式につきま

ります。これは私どもは大変なことだといつぶつとお聞きしております。

そこで、まず松旭参考人にお聞きしたいのですが、三つの中間報告といふのは、合併のメリットが全然組合員に返つてこないじゃないか、合併をすればいろんな悪いことがあります。これはよく耳にいたします。それは、

今度組織整備の、先生のお手元に差し上げた全国連直接利用というのがございまして、ある合併を達成した農協には全国連と直接結びついた取引を

やつていただこうということで、そうなれば、例え肥料、農業とか、そういった生産資材についても大規模合併農協の組合員は安く手に入るといふことです。

うような合併メリットを組合員にもたらす措置もあわせて講じていきたいということでございました。

○参考人(花田文彦君) 事業一段階方式につきま

ります。これは私どもは大変なことだといつぶつとお聞きしております。

そこで、まず松旭参考人にお聞きしたいのですが、三つの中間報告といふのは、合併のメリットが全然組合員に返つてこないじゃないか、合併をすればいろんな悪い

ことがあります。これはよく耳にいたします。それは、

今度組織整備の、先生のお手元に差し上げた全国連直接利用というのがございまして、ある合併を達成した農協には全国連と直接結びついた取引を

やつていただこうということで、そうなれば、例え肥料、農業とか、そういった生産資材についても大規模合併農協の組合員は安く手に入るといふことです。

うような合併メリットを組合員にもたらす措置もあわせて講じていきたいということでございました。

○参考人(花田文彦君) 事業一段階方式につきま

ります。これは私どもは大変なことだといつぶつとお聞きしております。

そこで、まず松旭参考人にお聞きしたいのですが、三つの中間報告といふのは、合併のメリットが全然組合員に返つてこないじゃないか、合併をすればいろんな悪い

ことがあります。これはよく耳にいたします。それは、

今度組織整備の、先生のお手元に差し上げた全国連直接利用というのがございまして、ある合併を達成した農協には全国連と直接結びついた取引を

ますし、県の連合会としては、そういうできるものだけの一部を直にしてもなかなか、それは県の連合会の経営もありますし、会員の理解、了解を得なければいけませんので、そういう直接利用等につきましては、極力そういうコスト低減とか、農家組合員に安いものの供給には努力いたしますが、福岡県なら福岡県一つの物の考え方が統一で、きた時点で全国連直接利用と、そういう形で取り組みが進められていくんじゃないかなと、かように思っております。

融部長になると、一気に貸し付けとか貯金が伸びたりします。そういう意味で合併の効果というのはある。もう一点は、利用者が多くなりますので、広域的なカントリーエレベーターとか集荷場とか保冷施設とか、そういうものが持てるということも施設面で言えると思います。

ただ、要はやり方だということで、茨城県で広域合併した三農協のその後の経緯を見ますと、確実に県の平均を上回っているのは預金利回りぐらいでして、組合員の利用等の販売高あたりを見ますと、一農協は共販センターをつくって大変伸びたんですが、違う農協に関しては取り組みが混乱したために落ちたといふようなこともあります。

時に、逆にいろんな方から批判を受ける。それも大きいからあります。

私、まず松旭さんと花田さんと神田さんに、いわば経営者のサイドから次の質問についてお答えをいただきたいと思います。

いろいろ役員について学識経験者を入れなきやいかぬ、あるいは学識経験者というはどういう定義でどうなんだ、本当に学識経験者と言える人が入っているのかとか、いろんなことがあります。さらに、理事の中に女性の理事は一体いるのか、婦人部青年部の声を吸い上げる、そういうパイプはでき上がつてきているのかというと、それもなかなか容易ではない。

それから秋山さんは、今回の改正、私も賛成でございます。今回の改正の中、福祉事業が入ることになりました。これは農協の職員から見ると、考えようによつては労働強化あるいはおつしやる低賃金の中でのいろいろな労働環境の悪化につながりかねないところを持つております。

しかし、先ほど秋山さんもおつしやいましたが、そういうマイナスを見るんじやなくて、農協職員にとってはこれは挑戦すべきテーマであるといふようなことをおつしやいましたので、その点でもう少し御意見を承りたい。

以上にて私の質問を終わります。

協同組合のメリットだと。だから一人は万人のため、万人は一人のためという言葉がありますが、この言葉も大分古くなっていますけれども、これがやつぱり真実じゃないかなと思います。

そうしますと、これは当たり前なことでありますが、営農面活動にメリットが大きくなるということが一つでございます。

使うております。その地域にともに生きて同じく榮える、共存共榮じゃなくて同榮です。不公平なく同じく榮えるということです。そういうのが

○井上哲夫君 私も、お忙しい中、参考人の方においでいただきたいので、一点ずつお尋ねをしたいと思います。時間が十分でございますのでよろしくお願いをいたします。

実はきょう、私、参考人の皆さんのお話を聞いておりまして、最後の秋山参考人がおっしゃったいろんな御意見、非常に我がことのようないうか、身につまされるような思いで聞いておりまし

そういうことについて厳しい秋山さんの御批判を私もお聞きしたわけでございますが、松下とか日立とか、そういう大きな企業を取り上げるまでもなく、日本のトップ企業で成功した企業は、人事の交流について非常に努力を払っている。例えば、関連企業にどんどん出向させる、あるいは場合によっては研修と称して短期の国内留学的なシステムをどんどん投入している。つまり、農協の場合も、全国的な組織あるいは県単位の組織、あるいはいわゆる単協と言われる組織の中でも、国・内留学といいますか、県内留学といいますか、ど

しては御指摘のとおりでございまして、現状でも全国で約半分近くの県で農協と県連の間の人事交流が進められております。約三百人近くもう現状でもいるわけでございます。

それで、今度の私どもの組織整備対策の中で提唱しておりますことは、最大のねらいは、立派な農協をつくるということはイコールこれは立派な人的体制を整備していく、人材を確保していくことであるわけでございまして、今度の対策の中に連合組織から合併農協に対して人材派遣をする、そういう人材支援を取り組もうとこうしたこと

もう一点は、生活面活動についての精神的豊かさ、これが大きいんじゃないかなと。例えば、農協の事業によってそこの地域の物価が抑えられる、あるいは貸付金利が抑えられる、共済事業に有利性があると。もしそれがなかったならば民間等に自由にされるだらうと思いますので、そういう点は個人でやれないものを共同でやるということで、私はこういうのが農協じゃないですかと、こう思っております。

と申しますのは、私は議員になる前に県の共済連の顧問弁護士を十五年務めてまいりまして、ある意味では県連あるいは単位農協の職員の方の日常生活、あるいはその人たちが持つてゐる悩みなどいろいろですが、そういうことを非常に身近に感じじつたものですから、農協の一つの組織を考えますと非常に上と下との風通しが悪い、そして人事の交流も非常に不透明なところが多いということを常々外から見ておりまして、まあ勝手なことを

んどん人事の入れかえをやれば、そこに新しいものが芽生えてくるし風通しもよくなる。そういうふうなことは何も法律で決めてもらわなくとも、あるいは外から批判を受けるまでもなく、やろうと思えばできるわけですね、いとも簡単に。そして代々同じ組合の同じところにいると、どうして農協はどうやっているんだろうかと云うことにな

○参考人(花田文彦君) 御指摘のように、系統農協は从来より農家を中心として、出てなく事業をして大きな対策の柱にいたしております。されば人事交流そのものではありませんけれども、まさか連合組織の職員と農協が一体となつた人的体制を確立していくという趣旨でございまして、そういうことの中で風通しがよくなる、あるいは共通のパートナーシップが生まれていくというようなことが期待されるんじゃないかというふうに考えております。

構成農協で一番レベルが高いところに合わさると  
いうことなのかなと思います。それは、事業方式  
でも給与の面でも一番いいレベルのところに合わ  
さる可能性が強いと。例えば、貸し付けに関する  
優秀な部長さんが小さい農協からでかい農協の金

申し上げさせていただきますと感じております。とはいっても、考えてみると農協の組織といふのは、日本のピッグビジネスと何ら変わりのないような、考えてみれば巨大な組織であります。そこには大きな社会的な役割を果たしていると同

そういう観点から、既に実施をしている、あるいは実施ができないはずはないのかどうか、その点について御感想でも結構でございますので、御意見を求めてたいと思います。

そういう歴史、経過等がありますので、役職員の意識改革ということで、JAになった時点で、ひとつ意識改革して、特に地域、消費者、国際化時代でありますので、そういうものを十分勉強、研究しておった。また食管制度の中におんぶしておった。

修し、職員にもそういう機会を多く与えていきた  
いということ等で、今後他の企業なり特に福岡県  
内、Fコープとかグリーンコープとかいろいろ生  
協等々のつながり等もありますし、そういうもの  
に出向してお互い地域の農畜産物の特色あるあり  
方を研修するとか、そういう交流もさらに系統外  
へのもの等深めていきたいし、内部におきまして  
も、今後そういう国際化時代に対応できる職員と  
いうか、こういう意識改革にさらに努力をやつて  
いきたいと、かように考えております。

○参考人(秋山豊君) 福祉事業につきましては、  
組合員が老齢化していく、御存じのように農村の  
老齢化は都市部よりも速いですし、今後農協は当然  
取り組まなくちゃならない事業だらうと思って  
おりました。

ただ、ノウハウを持つてている農協が恐らく全国  
でも、私が知つてている範囲では東広島市農協とか  
佐久病院とか限られた系統あるいは農協しかない  
んじやないかなと思つております。今度茨城でも  
取り組むとなれば、基本的には在宅の福祉とい  
うか巡回だと思うんですが、共済連と医療機関の  
厚生連が一つの年金保険、年金共済なりとの接続  
の中で、事業としては共済連が主体的になつて厚  
生連が医療的な補助をして一つのノウハウをつ  
くつて農協の指導員なりを育成していく方向な  
かなというふうに見ていますけれども、直接ボラ  
ンティア的な指導員を農協が抱えてやる力のある  
農協も出るとは思うんですが、県全体では私はそ  
ういう形で取り組んだ方がいいんじゃないかなと  
思つております。

○喜屋武真榮君 私が最後でござります。途中で  
抜けまして大変申しわけございませんでした。お  
許しください。

今まで御四名のそれこそ自信に満ちた御答弁を  
拝聴いたしまして、私の表敬の心は、さすがはと、  
この一語に尽きると思つております。

それで、ばかり一言というお気持ちで松旭参考  
人をお尋ねしたいのは、農業協同組合併は順調  
に進んでおるでしょうか、困難な点はどんな点で

しょうか。詳しいことは要りません。

次に、花田参考人にお聞きしたいことは、財源  
確保が非常に大事だということを強調しておられ  
ます。そのことが非常に私の脳裏に焼きついており  
ます。その財源確保はどうにして確保してい  
らっしゃるか。

それから神田参考人にお聞きしたいことは、こ  
の法案が成立することによってあなたの夢と希望  
がどのように開けてくるんでしょうか。

次に秋山参考人にばり、労働組合のことを大  
変気にしておられる場面が私の耳に響いておりま  
す。いわゆる労働組合の弱体化につながるのか、  
この合併と労働組合との関係が気になりますの  
で。

以上一言ばかりおっしゃつていただけば結構で  
ございます。

○参考人(松旭俊作君) それじゃ、簡単に結論だけ  
申し上げますと、農協合併は組織整備の議論を  
系統全体の中でやり出してから機運が大変盛り上  
がつておりますので、大変順調に進んでおるという  
ふうに申し上げたいと思います。

それから、困難なところは何かと、いうことで二  
三あります。最大のところは農協の間で財務バラ  
ンスが違う。こつちの農協に固定化債権がある、  
それとも農協ではないとうよういう財務バラ  
ンスが最大の阻害要因になつていています。ただ、  
一合併するのは大変なことあります。県の産別  
なりが必死になつて弱体化しないようつくり直  
すという中で、長野にしても茨城にしても島根に  
してもよくいつてると私は見ております。ただ、  
経営者の方で誤解されている方が、幹部の方を管  
理職なんかに登用されたり、引っこ抜いたりする  
ところがあるんですが、私は逆だと思っております。  
ところがあるんですが、私は逆だと思っております。  
そういう固定化債権を少しでも消す努力を連合組  
合としても努力してやつてしまりたい、こう考え  
ております。

○参考人(花田文彦君) 今後の二十一世紀の農業  
振興には営農企画が最大の課題だと、かように  
思つておりますので、ぜひこの財源確保には県な  
り連合会なり系統農協が一体となりまして、ひと  
つこれが確実に最大の努力を重ねてまいりたい、  
かように思つております。

○参考人(神田庄司君) 私は農家のために一生懸  
命やる気を出している組合長でありますので、私  
はこれまで大変申しわけございませんでした。お  
許しください。

今まで御四名のそれこそ自信に満ちた御答弁を  
拝聴いたしまして、私の表敬の心は、さすがはと、  
この一語に尽きると思つております。

それで、ばかり一言というお気持ちで松旭参考  
人をお尋ねしたいのは、農業協同組合併は順調  
に進んでおるでしょうか、困難な点はどんな点で

のよなやる気のある組合長であればこの法案が  
通ればすばらしい地域農業振興ができる上がる、こ  
う考えております。

もう一点、財政問題であります。皆さん先生  
方はどうも、こちらの先生方も言いましたが、農  
協の財源というのは信用と共済に頼ってきた、こ  
ういうことであります。我が農協は昭和五十四  
年の基本計画の時点から、十年前から信用共済收  
益に頼る農協の時代はやがては終わつてくるだろ  
う、それに頼つたつてだめだよということで私た  
ちは第三の収益部門ということでやってきておりま  
すので、それは生産・生活購買事業といふこと  
でやつてきまして、利益率、収益から費用を引い  
た利益率では信用は一一・二、共済は一五・七、  
購買は六二・四%、まさに我が農協は信用共済に  
頼らないでもう完全に第三の収益部門、生産・生  
活購買収益で農協が成り立つてているということを  
御報告申し上げたいと思います。

○参考人(秋山豊君) 合併に際して労働組合を統  
一合併するのは大変なことあります。県の産別  
なりが必死になつて弱体化しないようつくり直  
すという中で、長野にしても茨城にしても島根に  
してもよくいつてると私は見ております。ただ、  
経営者の方で誤解されている方が、幹部の方を管  
理職なんかに登用されたり、引っこ抜いたりする  
ところがあるんですが、私は逆だと思っております。  
ところがあるんですが、私は逆だと思っております。  
そういう固定化債権を少しでも消す努力を連合組  
合としても努力してやつてしまりたい、こう考え  
ております。

○委員長(永田良雄君) 以上をもちまして参考人  
の方々に対する質疑は終わります。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

本日は、御多用中のところ、本委員会に御出席

いただき、長時間にわたり有意義な御意見をお述べ  
いただきました、まことにありがとうございました。

本委員会を代表して厚く御礼を申し上げま  
す。

本日の審査はこの程度にとどめます。  
本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

### [参照]

獣医療法案に対する修正案

獣医療法案の一部を次のように修正する。

第四条中「診療施設」を「前項に定めるもの」  
ほか、診療施設に改め、同条を同条第一項とし、

は、その施設は、農林水産省令で定める基準に  
適合したものでなければならぬ。

同条に第一項として次の一項を加える。

診療施設が次に掲げる施設を有する場合に  
は、その施設は、農林水産省令で定める基準に  
適合したものでなければならない。

適合したものでなければならない。

同条に第一項として次の一項を加える。

獣医療法案に対する修正案

獣医療法案の一部を次のように修正する。

第六条中「第四条」を「第四条第一項若しくは  
第七条第一項中「第三条」の下に「及び第十七  
条」を加える。

〔参考〕

獣医療法案に対する修正案

獣医療法案の一部を次のように修正する。

第六条中「第四条」を「第四条第一項若しくは  
第七条第一項中「第三条」の下に「及び第十七  
条」を加える。

第七条第一項中「第三条」の下に「及び第十七  
条」を加える。

第七条第一項中「第三条」の下に「及び第十七  
条」を加える。

第七条第一項中「第三条」の下に「及び第十七  
条」を加える。

第七条第一項中「第三条」の下に「及び第十七  
条」を加える。

#### 四 診療日又は診療時間

##### 五 収容設備の有無

2 前項第三号に掲げる事項を広告するに当たつては、その獣医師が常時診療に従事しない者である場合には、その獣医師の診療日及び診療時間と併せて広告しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告するに当たつても、獣医師の技能、治療方法、経歴又は学位に関する事項にわたつてはならない。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が特に必要があると認めて定める事項は、これを広告することができる。(この場合において、農林水産大臣は、その広告の方法についても必要な定めをすることができる。)

5 農林水産大臣は、前項の規定による定めをするに当たつては、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聽かなければならぬ。

6 第一項各号に掲げる事項又は第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法が第四項の規定による定めに違反してはならない。

##### (調査・措置)

第三条 政府は、獣医療の実施状況を絶えず調査し、その結果に基づき、獣医療の公共的使命の達成のため必要があると認めるときは、営利を目的とする診療施設の開設主体等について所要の措置を講ずるものとする。

(資金の確保)

第四条 国は、当分の間、開設者がその診療施設の構造設備を第四条第一項又は第二項の基準に適合したものとするために要する経費に充てるために必要な資金の確保又はその融通のあつせ

んに努めるものとする。

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一五〇二号 平成四年四月十四日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 北海道上川郡風連町字日進二五八

紹介議員 菅野 久光君

井上和正 外二百二十二名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一五八〇号 平成四年四月十五日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 北海道士別市多寄町三十五線西一

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一五八〇号 平成四年四月十五日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 鈴木豊 外百四十一名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 北海道上川郡風連町字中央三四〇

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一六一七号 平成四年四月十六日受理  
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 石川史郎 外二百五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

業協同組合連合会」を「組合」に、「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第十一項中「若しくは第八号」を「第八号若しくは第九号の二」に改め、「同項第八号」の下に「又は第九号の二」を加え、同条第九項の次に次の一項を加える。

行政庁は、農業協同組合について前項の指定を行おうとするときは、主務大臣の意見を聴かなければならない。

第十六条第三項中「第二十七条第三項」を「第四十三条の五第三項」に、「予め」を「あらかじめ」に、「以て」を「もつて」に改める。

第三十条第十項中「少くとも四分の三」を「少なくとも三分の二」に、「本条」を「この項」に、「但し」を「ただし」に、「同意は」を「同意を」に改める。

第三十二条 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。  
第三十三条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、内国為替取引規程及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

理事がその職務を行つにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対する連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第三十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

第二項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定を準用する。

第三十四条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場

合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百八条の規定を適用しない。

第三十五条から第三十七条までを削る。

第三十八条第二項中「総会」の下に「及び理事會」を加え、同条第三項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「非出資組合」を「非出資組合」に改め、同項第四号中「払込の」を「払込みの」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十九条第一項中「の会日」を「の日」に改め、「財産目録」を削り、同条を第三十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十七条 監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

第四十条第一項を次のように改める。

組合員（准組合員を除く。）は、組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。

第四十条第二項中「同時にこれを」を「同時に」に、「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「組合」を「理事」に改め、「これを」削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「組合」を「理事」に、「の会日」を「の日」に、「役員に対し、その書面」を「その請求に係る役員にその書面又はその写し」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第四十三条の三第二項及び第四十三条の四の規定を準用する。

第四十条に次の二項を加える。

第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

第四十条を第三十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十九条 理事及び監事については、商法第二

百五十四条第三項、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七条から第二百六十八ノ三までの規定を、理事について

は、民法第五十五条並びに商法第二百六十二条、第二百六十二条、第二百六十九条及び第二百七十二条の規定を、監事については、第三十三条並びに同法第二百七十四条、第二百七十四条ノ二、第二百七十五条、第二百七十五条ノ二、第二百七十五条ノ四及び第二百七八条から第二百七十九条ノ二までの規定を、理事会について

は、同法第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは、「第二百五十八条第一項」と読み替えるものとする。

第四十一条を削る。

第四十二条の二第二項中「第三十七條」を「第四十三条の五」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条第二項中「理事の過半數」を「理事会の決議」に改め、同条を第四十一条とし、第四十二条の二を第四十二条とする。

第四十三条第三項中「理事」を「理事会」に改め、同条第四項中「書面」を「書面又はその写し」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第四十三条の二 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十三条の三 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

組合員（准組合員を除く。）が組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決し

なければならない。

第四十三条の四 理事の職務を行ふ者がないとき、又は前条第一項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第四十三条の五 組合の組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあてればよい。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

総会招集の通知は、その総会の日から十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

第四十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六 事業の全部の譲渡

第四十四条第一項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第四項を次のように改める。

共済規程の変更で当該共済規程の変更に係る第十条第一項第八号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実施されるものであるものについて

は、第一項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとすることができる。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の二号を加える。

四 事業の全部の譲渡 第五十条の二第一項の規定による信用事業の全部の譲渡並びに第五十条の三第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の移転であつて全部を移転するもの

第四十七条を次のように改める。

第五十条の三 第十条第一項第八号の事業を行ふ組合が共済事業（この事業に附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならぬ。

びに商法第二百三十二条、第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定を適用する。この場合において、民法第六十四条中「第

六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「農業協同組合法第四十三条の五第三項」と読み替えるものと

する。

第四十九条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「貯金者」の下に「定期積金の積金者その他政府で定める債権者」を加える。

第五十条に次の二項を加える。

組合の出資一口の金額の減少について、商法第三百八十条の規定を準用する。

第五十条の次に次の二条を加える。

第五十条の二 第十条第一項第二号の事業

組合が信用事業（同項第一号及び第二号の事業（これら事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならぬ。

前項に規定する組合がその信用事業の全部又は一部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

前項の規定による公表がされたときは、同項の組合の債務者に対して民法第四百六十七條の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡については、前二条の規定を準用する。

第一項の規定により組合がその信用事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を行政

部門に届け出るとともに、信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。

第五十条の三 第十条第一項第八号の事業を行ふ組合が共済事業（この事業に附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならぬ。





めたとき。

十七 第七十二条の二において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

第二百一条の二中「第四十二条の二」を「第四十二条」に、「これを三万円」を「二十万円」に改める。

第一百一条の三中「これを三万円」を「十万円」に改める。

第二百一条中「これを一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えて六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の農業協同組合法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の農業協同組合法(以下「旧法」という。)によって生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に存する農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「組合」という。)の理事、監事又は清算人については、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する通常総会の終了前は、この法律の施行後も、なお從前の例による。

4 この法律の施行前に組合の総会又は創立総会の決議があった場合は、その決議の不存在又は無効の確認を請求する訴えに關しては、この法律の施行後も、なお從前の例による。

5 この法律の施行前に組合の出資一口の金額の減少があった場合においては、その出資一口の金額の減少の無効の訴えに關しては、この法律

の施行後も、なお從前の例による。

6 新法第十条第一項第一号の事業を行う組合が、この法律の施行前に行つた総会の議決に基づいてこの法律の施行後に進行する信用事業(新法第五十条の二第一項に規定する信用事業をいう。)の全部又は一部の譲渡についての新法第五十条の二の規定の適用については、同条第四項において準用する新法第四十九条第一項中「その議決の日」とあるのは「農業協同組合法の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)の施行の日」とする。

7 新法第十条第一項第八号の事業を行う組合が、この法律の施行前に行った総会の議決に基づいてこの法律の施行後に行う共済事業(新法第五十条の二第一項に規定する共済事業をいう。)の全部又は一部の譲渡についての新法第五十条の二の規定の適用については、同条第四項において準用する新法第四十九条第一項中「その議決の日」とあるのは、「農業協同組合法の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)の施行の日」とする。

8 この法律の施行前に組合の成立があつた場合においては、その設立の無効の訴えに關しては、この法律の施行後も、なお從前の例による。

9 この法律の施行前に組合の合併があつた場合においては、その合併の無効の訴えに關しては、この法律の施行後も、なお從前の例による。

10 この法律の施行の際現に存する組合の清算人の承認を得たものについての新法第七十二条第二項の規定の適用については、旧法第七十条の承認を得たものについての新法第七十二条第二項の規定の適用については、同項中「前項の承認を得た後」とあるのは、「農業協同組合法の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)」の施行後最初に到来する決算期に関する決算期に関する通常総会の終了前に就職したものについての新法第七十二条の二において準用する商法

の規定の適用については、同条中「其ノ就職ノ日」とあるのは、「農業協同組合法の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)」の施行後最初に到来スル決算期ニ関スル通常総会ノ終了シタル日」とする。

12 この法律の施行前にした行為及び附則第三項の規定により從前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

15 第七十三条の七第十四号中「第六十八条の二第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

(農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

16 第三十五条第四項中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

17 第五八日本委員会に左の案件が付託された。

18 第一七一二三号 平成四年四月二十日受理

農畜産物の閑税率化絶対阻止に関する請願

請願者 広島県沼隈郡沼隈町草深一、二八五馬屋原万里子 外三百一十三名 紹介議員 西岡 瑞穂子君

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第一一八二九号 平成四年四月二十一日受理

農畜産物の閑税率化絶対阻止に関する請願

請願者 北海道士別市多寄町三六 石井和子 外二百五十二名 紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二一七号と同じである。

第一一八二九号 平成四年四月二十一日受理

農畜産物の閑税率化絶対阻止に関する請願

請願者 北海道士別市下士幌町四三線東紹野一司 外二百六十三名 紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二一七号と同じである。

第一一八二九号 平成四年四月二十一日受理

農畜産物の閑税率化絶対阻止に関する請願

請願者 藤田孝男 外二百十九名 紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二一七号と同じである。

第一一九五九号 平成四年四月二十二日受理

農畜産物の閑税率化絶対阻止に関する請願

請願者 北海道士別市川西町八線 奥山和雄 外二百六十名 紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二一七号と同じである。

第一一九五九号 平成四年四月二十二日受理

農畜産物の閑税率化絶対阻止に関する請願

請願者 北海道士別市中土別八線西 川原キミ子 外二百六名 紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一二一七号と同じである。

		第七号中正誤	
		ページ	段行
一	三 からり	六 二 九	農厚
二	七 からり	八 三 九	人工授精
三	七 からり	九 一 九	そこが
四	量的な改良を果たす	十 百 三十八種	百三十八種
五	改良上遺伝資源	十一 十九	そこで
六	遺伝子	十二 百一十八個	百一十八個
七	タクタク	十三 乾燥	乾草
八	タク	十四 食道口	食道溝
九	タク	十五 飼料の長い	長目の乾燥の多
十	タク	十六 からり	長もの乾草の多
十一	三 からり	十七 六 カ所)	ついて話す
十二	遺伝的改良を果たす	十八 七	遺伝的な改良に



平成四年五月二十一日印刷

平成四年五月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局